

租税特別措置法等（法人税関係）の改正

目次	
第一 税額控除等関係……………	428
一 中小企業者等の法人税率の特例……………	428
二 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）……………	430
三 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）……………	449
四 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度……………	454
五 地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度……………	460
六 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度……………	480
七 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度……………	484
八 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G導入促進税制）……………	506
九 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（改正後：生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）……………	507
第二 特別償却関係……………	514
一 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度……………	514
二 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度……………	515
三 共同利用施設の特別償却制度……………	517
四 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度（創設）……………	518
五 特定地域における工業用機械等の特別償却制度……………	526
六 医療用機器等の特別償却制度……………	531
第三 準備金等関係……………	532
一 保険会社等の異常危険準備金制度……………	532
二 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度……………	535
三 農業経営基盤強化準備金制度……………	539
四 農用地等を取得した場合の課税の特例……………	542
第四 その他の特別措置関係……………	544
一 沖縄の認定法人の課税の特例……………	544
二 特定の医療法人の法人税率の特例……………	546
三 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例……………	548
四 特定の公共的施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例……………	549
五 農業協同組合等の合併に係る課税の特例……………	550
六 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例……………	551
第五 その他……………	553
第六 震災税特法関係……………	553

はじめに

令和7年度税制改正においては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行うこととされ、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等を引き上げることとされ、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充することとされ、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととされ、これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応することとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税関係（国際課税関係を除きます。）の租税特別措置法等の改正では、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の改正、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の改正、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の適用期限の延長等が行われる一方で、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G 導入促進税制）の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われました。

本稿は、これらの改正の内容についての解説をするものです。

租税特別措置法等の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和7年法律第13号として公布され、併せて関係政省令等も公布されています。

関係法令は、次のとおりです。

（法律）

- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令7.3.31法律第13号）

（政令）

- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第127号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第130号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第131号）

（省令）

- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第26号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第29号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第30号）
- ・ 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令7.4.14財務省令第43号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令7.4.14財務省令第45号）

（告示）

<中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係>

- ・ 環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示の一部を改正する告示（令7.3.31国土交通省告示第259号）

<沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度関係>

- ・ 沖縄振興特別措置法第31条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（令7.3.31内閣府、総務省、経済産業省告示第1号）
- ・ 沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づく産

業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（令7.3.31内閣府、経済産業省告示第1号）

- ・ 沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（令7.3.31内閣府、経済産業省告示第2号）
- ・ 沖縄振興特別措置法第8条第1項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（令7.3.31内閣府、国土交通省告示第1号）

＜地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件（令7.3.31総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

＜認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準等を廃止する件（令7.3.31総務省、経済産業省告示第1号）

＜事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 産業競争力強化法第21条の35第1項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示（令7.3.31内閣府、総務省、財務省、文

部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第3号）

- ・ 我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（令7.3.31財務省、経済産業省告示第7号）
- ・ 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を廃止する告示（令7.3.31経済産業省告示第44号）
- ・ 生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（令7.3.31経済産業省告示第45号）
- ・ 生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（令7.3.31経済産業省告示第46号）

＜医療用機器等の特別償却制度関係＞

- ・ 租税特別措置法第12条の2第1項及び第45条の2第1項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（令7.3.31厚生労働省告示第135号）

＜探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度関係＞

- ・ 租税特別措置法施行規則第21条の15第2項から第4項まで及び第6項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部を改正する告示（令7.3.31経済産業省告示第47号）

＜特定の医療法人の法人税率の特例関係＞

- ・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示（令7.3.31厚生労働省告示第131号）

＜認定株式分配に係る課税の特例関係＞

- ・ 租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（令7.3.31経済産業省告示第49号）

第一 税額控除等関係

一 中小企業者等の法人税率の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等の平成24年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に開始する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則税率：19%）とするというものです（措法42の3の2）。

中小企業者等とは、次の法人をいいます。

- (1) 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの
- (2) 人格のない社団等
- (3) 一般社団法人等又は法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもので一定のもの

一般社団法人等とは、法人税法別表第2に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。また、法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもので一定のものとは、次の法人をいいます（措令27の3の2）。

- ① 地方自治法に規定する認可地縁団体
- ② 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人
- ③ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等
- ④ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合
- ⑤ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- ⑥ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

(4) 上記(3)以外の公益法人等又は協同組合等

(5) 特定医療法人

ただし、対象法人からは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて法人税法第66条第5項各号若しくは第143条第5項各号に掲げる法人又は大通算法人に該当するものを除くこととされています。

また、対象法人のうち適用除外事業者に該当する普通法人の事業年度においては、この制度の適用を停止することとされています。なお、適用除外事業者には、通算法人である普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその普通法人を含むこととされています。

(注1) 法人税法第66条第5項各号又は第143条第5項各号に掲げる法人とは、次の法人（外国法人である普通法人については、次の(1)から(3)まで及び(6)の法人）をいいます（法法66⑤一～六、143⑤一～四、法令139の6、192）。

(1) 保険業法に規定する相互会社又は外国相互会社（以下「相互会社」又は「外国相互会社」といいます。）

(2) 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

② 相互会社（外国相互会社を含みます。）

③ 法人税法第4条の3に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）

(3) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてその

いずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記(2)の法人を除きます。）

- (4) 投資法人
- (5) 特定目的会社
- (6) 受託法人

(注2) 大通算法人とは、法人税法第66条第6項に規定する大通算法人をいい、具体的には、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次の法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます。

- (1) 各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 各事業年度終了の時において上記(注1)(1)から(3)まで又は(6)の法人に該当する法人

(注3) 適用除外事業者とは、租税特別措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者をいい、具体的には、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき法人税法第80条の規定の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人とされています。

(注4) 租税特別措置法第68条の規定の適用を受ける特定の地区又は地域に係る協同組合等についても、本制度の対象となります（措法42の3の2②）。したがって、これらの協同組合等は、年800万円以下の部分の金額については15%、年800万円超10億円以下の部分の金額については19%、年10億円超の部分の金額については22%の法人税率が適用されます。

2 改正の内容

(1) 適用税率の見直し

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、その事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）とされました（措法42の3の2①）。

法人又は人格のない社団等の事業年度が1年に満たない場合には、上記の「年10億円」は、10億円を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額とすることとされています（措法42の3の2③）。

なお、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）が認定を取り消された場合において、租税特別措置法第66条の11の3第4項の適用を受けるときは、その適用を受ける事業年度が1年に満たない場合であっても、上記の月数^{あん}按分は行わないこととされました（措法66の11の3④）。

(2) 対象法人の除外

対象法人から通算法人が除外されました（措法42の3の2①②旧③）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法42の3の2①②）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度（経過事業年度を除きます。）分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度（経過事業年度を含みます。）分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。

(注) 経過事業年度とは、通算子法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度の期間内に開始する事業年度をいいます（改正法附則39）。

二 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(4)までによって構成されています。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する調整前法人税額からその事業年度の試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができるというものです（措法42の4①）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、当期の調整前法人税額の25%相当額を上限とすることとされています（措法42の4①後段）。

① 税額控除割合

税額控除割合は、次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされています（措法42の4①）。

イ 下記ロの場合以外の場合（措法42の4①一）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

（下限：1%）

ロ その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合（措法42の4①二）……8.5%

（注）令和8年4月1日以後に開始する事業年度における税額控除割合は、次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされています。

イ 増減試験研究費割合が0以上である場

合（ハの場合を除きます。）（措法42の4

①一）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合（ハの場合を除きます。）（措法42の4

①二）……次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の算式により算出した割合

（イ）令和11年4月1日以前に開始する事業年度……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$8.5\% - (0 - \text{その増減試験研究費割合}) \times (8.5/30)$$

$$8.5\% - (0 - \text{その増減試験研究費割合}) \times (8.5/30)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

（ロ）令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$8.5\% - (0 - \text{その増減試験研究費割合}) \times (8.5/27.5)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

（ハ）令和13年4月1日以後に開始する事業年度……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$8.5\% - (0 - \text{その増減試験研究費割合}) \times (8.5/25)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

ハ その事業年度が設立事業年度である場

合又は比較試験研究費の額が0である場合（措法42の4①三）……8.5%

② 税額控除限度額の特例

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、上記①にかかわらず、税額控除限度額を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする措置が講じられています（措法42の4②）。

イ 下記ロの事業年度以外の事業年度

当期の試験研究費の額に次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14%）を乗じて計算した金額が、税額控除限度額とされます（措法42の4②一）。

(イ) 増減試験研究費割合が12%を超える場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% + (\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(ロ) 増減試験研究費割合が12%以下である場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% - (12\% - \text{その増減試験研究費割合}) \times 0.25 \quad (\text{下限：} 1\%)$$

(ハ) その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%

ロ 試験研究費割合が10%を超える事業年度
当期の試験研究費の額に次の割合を合計した割合（上限：14%）を乗じて計算した金額が、税額控除限度額とされます（措法42の4②二）。

(イ) 上記イ(イ)から(ハ)までの場合の区分に応じそれぞれ上記イ(イ)から(ハ)までの割合

(ロ) 上記(イ)の割合に次の算式による控除増率（上限：10%）を乗じて計算した割合

＜算式＞

$$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$$

③ 税額控除額の上限の特例

税額控除額の上限について、次のとおり特例措置が講じられています（措法42の4③）。

イ 研究開発を行うベンチャー企業の税額控除額の上限の特例

この制度の適用を受けようとする法人の次の要件を満たす事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に、当期の調整前法人税額の15%相当額を加算することとされています（措法42の4③一、措令1の2③）。

(イ) この制度の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）がその法人の設立日からその設立日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

(注) 他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が他の設立日から当該他の設立日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合は、上記(イ)の要件を満たさないこととされています（措法42の4③一イ）。

(ロ) その法人が適用年度終了の時ににおいて大法人の100%グループ法人（法法66⑤二・三）、受託法人及び株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

(ハ) 適用年度終了の時ににおいて翌期繰越欠損金額があること。

ロ 増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例及び試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、次の事業年度については、税額控除額の上限は、当期の調整前法人税額に、25%にそれぞれ次の割合を加算した割合を乗じて計算した金額とされています（措法42の4③二）。なお、(イ)及び(ハ)の事業年度のいずれ

にも該当する事業年度にあつては、加算する割合は、(イ)の割合と(ハ)の割合とのうちいずれか高い割合とすることとされています。

- (イ) 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$(\text{その増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$
(上限：5%)

- (ロ) 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が0である事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$(\text{その増減試験研究費割合} + 4\%) \times 0.625$
(下限：マイナス5%)

- (ハ) 試験研究費割合が10%を超える事業年度……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （上限：10%）

- (注1) 試験研究費の額とは、次の金額の合計額をいうこととされています（措法42の4⑬一、措令27の4⑤～⑧）。なお、その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合にはその金額を控除した金額とし、その法人が内国法人である場合のその法人の法人税法第69条第4項第1号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除くこととされています（措法42の4⑬一）。

(注) 他の者には、その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含むこととされています（措法42の4⑬一）。

- ① 次の費用の額（売上原価その他の原価の額を除きます。）で各事業年度の所

得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

- イ 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限ります。）のために要する費用

具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の費用とされています（措令27の4⑤）。

- (イ) その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（措令27の4⑤一）

(注) 人件費は、専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています。

- (ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（措令27の4⑤二）

(注) 他の者には、その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含むものとされています（措令27の4⑤三）。

- (ハ) 技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用（措令27の4⑤三）

ただし、研究開発費として損金経理をした金額のうち、下記②の固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又は②の繰延資産となる費用の額がある場合におけるその固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除くこととされています。

- ロ 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために

要する費用

具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の費用とされています（措令27の4⑦）。

- (イ) その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（措令27の4⑦一）

（注1） 人件費は、情報解析専門家でその専門的な知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています（措令27の4⑦一、措規20②）。

（注2） 情報解析専門家とは、下記（注2）①の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者をいいます（措規20①）。

（注3） 経費のうち、外注費にあつては、上記の原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除きます。）に限ることとされています。

- (ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（措令27の4⑦二）

（注） 費用は、上記(イ)の原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ることとされています。また、他の者については、上記イ(ロ)（注）と同様です。

- ② 上記①イ又はロの費用の額で各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しく

は固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産となる費用の額

なお、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額からは、事業の用に供する時において上記①イの試験研究又は上記①ロの試験研究の用に供する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額が除かれ、繰延資産となる費用の額からは、上記①イの試験研究又は上記①ロの試験研究のために支出した費用に係る繰延資産となる費用の額が除かれています。

- （注2） 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究とは、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の全てが行われる場合におけるそれぞれ次のものをいいます（措令27の4⑥、措規20①）。

① 次の情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により情報の解析を行う専用のソフトウェアを用いて行われる分析

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によって収集された情報

ロ 上記イのほか、その法人の有する情報で、その法則の発見が十分見込まれる量のもの

② 上記①の分析により発見された法則を利用したその役務の設計

③ 上記②の設計に係る上記②の法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

なお、役務の開発を目的として、上記

①イの方法によって情報を収集し、又は上記①イの情報を取得する場合には、その収集又は取得も、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究に該当することとされています（措令27の4⑥）。

（注3） 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4⑬三）。

（注4） 増減試験研究費の額とは、その事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます（措法42の4⑬三）。

（注5） 比較試験研究費の額とは、その事業年度開始の日の3年前の日からその事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその期間内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑬五）。

（注6） 試験研究費割合とは、その事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいい（措法42の4⑬六）、平均売上金額とは、その事業年度及びその事業年度開始の日の3年前の日からその事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑬十三、措令27の4⑳）。

なお、売上金額とは、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額をいい、この収益の額からは、営業外の収益の額とされるべきものを除くこととされています（措法42の4⑬十三、措令27の4⑳）。

（注7） 設立日とは、法人税法第57条第11項第3号に規定する内国法人の設立の日として政令で定める日をいいます（措法42の4③一イ）。

（注8） 他の設立日とは、法人税法第57条第11項第3号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日をいいます（措法42の4③一イ）。

（注9） 翌期繰越欠損金額とは、国税通則法第2条第6号ハに規定する純損失等の金額のうち同号ハ(2)に掲げるものとされています（措法42の4③一ハ）。

（2） 中小企業技術基盤強化税制

この制度は、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下「中小企業者等」といいます。）の各事業年度において、その事業年度の試験研究費の額がある場合に、上記(1)の制度の適用に代えて、その事業年度の所得に対する調整前法人税額からその事業年度の試験研究費の額の12%相当額（以下「中小企業者等税額控除限度額」といいます。）を控除することができるといえるものです（措法42の4④）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、当期の調整前法人税額の25%相当額を上限とすることとされています（措法42の4④後段）。

① 中小企業者等税額控除限度額の特例

中小企業者等の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、中小企業者等税額控除限度額を、当期の試験研究費の額に、12%に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の算式により算出した割合を加算した割合（上限：17%）を乗じて計算した金額とする措置が講じられています（措法42の4⑤）。

イ 増減試験研究費割合が12%を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が0である事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）

＜算式＞

$(\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$

- ロ 試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が12%を超える事業年度を除きます。）

＜算式＞

$12\% \times \text{控除増率}$

控除増率とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

＜算式＞

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$

- ハ 増減試験研究費割合が12%を超え、かつ、試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）

＜算式＞

$(\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375 \times (1 + \text{控除増率}) + 12\% \times \text{控除増率}$

② 税額控除額の上限の特例

中小企業者等の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除額の上限について、次のとおり特例措置が講じられています（措法42の4⑥）。

- イ 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除額の上限の特例

増減試験研究費割合が12%を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に当期の調整前法人税額の10%相当額を加算することとされています（措法42の4⑥一）。

- ロ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例

試験研究費割合が10%を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に次の算式により算出した金額を加算することとされています（措法42の4⑥二）。

＜算式＞

当期の調整前法人税額 $\times ((\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$

なお、上記の算式のうち「 $((\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$ 」により算出した割合の上限は、10%とすることとされています。

（注1） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑯）。

- ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- イ 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 受託法人

- ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び

出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記イの法人を除きます。）

② 上記①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

③ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①及び②の法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注2） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑨八）。

（注3） 中小企業技術基盤強化税制においては、通算加入適用除外事業者は適用除外事業者から除くこととされています（措法42の4④）。通算加入適用除外事業者とは、法人税法第64条の9第11項又は第12項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定

する他の内国法人（以下「他の内国法人」といいます。）が当該他の内国法人について同条第1項の規定による承認の効力が生ずる日（以下「加入日」といいます。）を含む事業年度（当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において適用除外事業者に該当する場合のその加入日を含む事業年度における当該他の内国法人をいい、次の法人を除くこととされています（措令27の4②③）。

① 調整対象法人を被合併法人とする合併に係る合併法人

② 他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日においてその通算親法人との間に通算完全支配関係があった法人を被合併法人とする合併により設立したもの

③ その通算親法人の事業年度開始の時においてその通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの

④ 次の要件の全てを満たすもの

イ 他の内国法人の加入日において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人のその加入日の前日以前のいずれかの日において通算完全支配関係があったこと。

ロ 他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日においてその通算親法人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係があったこと。

（注4） 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当す

る場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

（注5） 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

（注6） 通算法人である農業協同組合等のうち中小企業技術基盤強化税制の適用を受けることができるものは、中小通算農業協同組合等に限ることとされています（措法42の4④）。中小通算農業協同組合等とは、通算親法人である農業協同組合等の各事業年度終了の日においてその農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（適用除外事業者に該当するもの及び受託法人を除きます。）に該当する場合におけるその農業協同組合等をいうこととされています（措令1の2③、27の4①）。

（注7） 中小企業技術基盤強化税制の適用を受けようとする通算子法人の各事業年度（その通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限ります。）終了の日においてその通算親法人が中小通算農業協同組合等に該当する場合におけるその通算子法人の中小企業技術基盤強化税制の適用については、その通算子法人は、その通算親法人が中小企業者に該当しない場合又はその通算親法人が適用除外事業者に該当する場合であっても、そのことをもって中小企業技術基盤強化税制の対象外とはならないこととされています（措法42の4④、措令27の4②）。

（3） 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の特別試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する調整前法人税額から次の金額の合計額（以下「特別研究税額控除限度額」といいます。）を控除することができるというものです（措法42の4⑦）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

① その事業年度の特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額の30%相当額

② その事業年度の特別試験研究費の額（上記①の試験研究費の額を除きます。）のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額の25%相当額

③ その事業年度の特別試験研究費の額のうち上記①及び②の試験研究費の額以外の試験研究費の額の20%相当額

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の10%相当額を上限とすることとされています（措法42の4⑦後段）。

また、当期において、一般試験研究費の額に係る税額控除制度（上記(1)）又は中小企業技術基盤強化税制（上記(2)）の適用を受ける場合には、これらの制度により当期の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となった特別試験研究費の額は、本制度の対象から除くこととされています（措法42の4⑦）。

（注） 特別試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許

諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究等に係る試験研究費の額をいい（措法42の4⑬十）、具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の金額とされています（措令27の4⑭⑮、措規20⑥～⑳）。

- ① 特別研究機関等と共同して行う試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法の行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究機構理事長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑭一⑮一、措規20⑮一）

（注） 特別研究機関等とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の試験研究機関等並びに国立研究開発法人及び福島国際研究教育機構をいいます（措令27の4⑭一）。

- ② 大学等と共同して行う試験研究で、その大学等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑭二⑮二、措規20⑮一）

（注） 大学等とは、学校教育法の大学若しくは高等専門学校又は国立大学法人法の大学共同利用機関をいい、この大学

又は高等専門学校からは、構造改革特別区域法の学校設置会社が設置するものを除くこととされています（措令27の4⑭二）。

- ③ 特定新事業開拓事業者と共同して行う試験研究で、その特定新事業開拓事業者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑭三⑮二、措規20⑮二）

（注） 特定新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法第2条第6項に規定する新事業開拓事業者のうち研究開発型新事業開拓事業者をいい、特別研究機関等、大学等及び関係法人等を除くこととされています（措令27の4⑭三、措規20⑦）。

- ④ 成果活用促進事業者と共同して行う成果実用化研究開発に該当する試験研究で、その成果活用促進事業者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑭四⑮二、措規20⑮三）

（注） 成果活用促進事業者とは、特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同

項第3号に掲げる者に該当する法人その他これに準ずる一定の者をいい、特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者及び関係法人等を除くこととされています（措令27の4 24四、措規209⑩）。

- ⑤ 他の者と共同して行う試験研究で、その他の者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24五25二、措規2026四）

（注）他の者からは、特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及び関係法人等を除くこととされています（措令27の4 32五）。

- ⑥ 技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第3条第1項第1号に規定する試験研究で、その技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第13条第1項に規定する事業計画に基づいて行われるもの……その試験研究に係る同法第9条第1項の規定により賦課される費用の額（措令27の4 5三24六25三、措規2013）

- ⑦ 特別研究機関等に委託する試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法の行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを

添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24七25一、措規2025二）

- ⑧ 大学等に委託する試験研究で、その大学等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24八25二、措規201426五）

- ⑨ 特定中小企業者等のうち試験研究を行うための拠点を有すること等の要件を満たすものに委託する試験研究で、その特定中小企業者等とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24九25二、措規2015～1826六）

（注）特定中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者で同法第2条第1項第11号に規定する青色申告書を提出するもの及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの、法人税法別表第2に掲げる法人並びに国の機関、地方公共団体及びその機関、学校教育法に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法に規定する大学共同利用機関並びに独立行政法人及び地方独立行政法人をいい、特別研究機関等、大学等、関係

法人等及びその法人が外国法人である
場合の法人税法第138条第1項第1号に
規定する本店等を除くこととされてい
ます（措令27の4 24九、措規201516）。

- ⑩ 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、その特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24十25二、措規2019～2126七）

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その特定新事業開拓事業者に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ります。）。)

ロ その委託する試験研究が主としてその特定新事業開拓事業者の有する知的財産権その他これに準ずるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産（以下「知的財産権等」といいます。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその特定新事業開拓事業者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限ります。）。)

- ⑪ 成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもの（その成果活用促進事業者の行う成果実用化研

究開発に該当するものに限ります。）。で、その成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 24十一25二、措規202226八）

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その成果活用促進事業者に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ります。）。)

ロ その委託する試験研究が主としてその成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその成果活用促進事業者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限ります。）。)

- ⑫ 他の者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、その他の者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4 22十二33二、措規2038

九)

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その他の者に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限りま

す。）。
ロ その委託する試験研究が主としてその他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその他の者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限りま

す。）。
(注) 他の者からは、特別研究機関等、大学等、成果活用促進事業者、特定新事業開拓事業者及び関係法人等を除くこととされています（措令27の4③十二）。

- ⑬ 特定中小企業者等（中小事業者等に限りま
- す。）から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に係る知的財産権の使用料であってその法人がその特定中小企業者等に対して支払ったものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額を支出した事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4④十三⑤四、措規20②）

(注) 中小事業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者で同法第2条第1項第11号に規定する青色申告書を提出するもの及び同法第42条の4第19項第7号に規定する

中小企業者で青色申告書を提出するものをいいます（措令27の4③九）。

- ⑭ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第16項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は同法第77条の4に規定する特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の規定による助成金の交付を受けてその対象となった期間に行われるもの……試験研究費の額のうち、その試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4④十四⑤一、措規20②三）

- ⑮ 次の要件の全てを満たす試験研究……その法人の各事業年度の試験研究費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除きます。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額であって次の要件の全てを満たす試験研究に係るものであることにつき、その金額を支出した事業年度の確定申告書等に次の事項を記載した書類を添付し、かつ、その研究に従事する者が新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類その他のその試験研究が次のイからハまでの要件に該当することを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額（措令27の4④十四⑤五、措規20②）。

イ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

ロ その法人のその事業年度の新規高度人件費割合を当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である場合にその事業年度に

において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除く。）であること。

ハ 次の要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(イ) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと。

(ロ) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

(ハ) その試験研究に従事する者が広く一般に又は広くその法人の使用人に若しくは広くその法人の役員及び使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

(4) グループ通算制度における一般試験研究費の額に係る税額控除制度等

① 通算法人の税額控除限度額の計算

上記(1)又は(2)の制度の適用を受けようとする通算法人（以下「適用通算法人」といいます。）の適用対象事業年度の税額控除限度額又は中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額にその適用通算法人の控除分配割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除可能分配額」といいます。）とされています（措法42の4⑧三）。

イ 適用対象事業年度

適用対象事業年度とは、適用通算法人の上記(1)の制度の適用を受けようとする事業年度（適用通算法人に係る通算親法人の事業年度（合併による解散以外の解散の日を含む事業年度を除きます。）終了の日に終了する事業年度に限ります。）又は適用通算法人の上記(2)の制度の適用を受けようとする事業年度（適用通算法人に係る通算親法人の事業年度（合併による解散以外の解散の日を含む事業年度を除きます。）終了の日に終了する事業年度に限ります。）を

いいます（措法42の4⑧二）。

ロ 税額控除可能額

税額控除可能額は、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人のその適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下「他の事業年度」といいます。）の試験研究費の額の合計額に税額控除割合を乗じて計算した金額（以下「試験研究費基準額」といいます。）と、その適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額の25%相当額（以下「法人税額基準額」といいます。）とのうち、いずれか少ない金額とされています（措法42の4⑧三）。

税額控除割合とは、上記(1)の制度の適用を受ける場合には次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされ、上記(2)の制度の適用を受ける場合には12%とされています（措法42の4⑧三イ）。

(イ) 下記(ロ)の場合以外の場合……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% - (12\% - \text{合算増減試験研究費割合}) \times 0.25 \quad (\text{下限：1\%})$$

(注) 合算増減試験研究費割合とは、通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額を減算した金額のその比較試験研究費合計額に対する割合をいい、比較試験研究費合計額とは、通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいいます（措法42の4⑨十一）。

(ロ) 比較試験研究費合計額が0である場合……8.5%

(注) 適用通算法人に係る通算親法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度終了の日に終了するその適用通算法人の事業年度における上記(1)の制度に係る税額控除割合は、次の場合の区分に応じそれ

それ次の割合（上限：10％）とされています。

- (イ) 合算増減試験研究費割合が0以上である場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$11.5\% - (12\% - \text{合算増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

- (ロ) 合算増減試験研究費割合が0に満たない場合（ハ）の場合を除きます。）……次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の算式により算出した割合

- A 令和11年4月1日前に開始する事業年度（その通算法人が通算子法人である場合には、その通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$8.5\% - (0 - \text{その合算増減試験研究費割合}) \times (8.5/30)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

- B 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度（その通算法人が通算子法人である場合には、その通算法人に係る通算親法人の令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$8.5\% - (0 - \text{その合算増減試験研究費割合}) \times (8.5/27.5)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

- C 令和13年4月1日以後に開始する

事業年度（その通算法人が通算子法人である場合には、その通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$8.5\% - (0 - \text{その合算増減試験研究費割合}) \times (8.5/25)$$

なお、上記の算式により算出した割合が0未満であるときは0とすることとされています。

- ハ 比較試験研究費合計額が0である場合……8.5%

ハ 控除分配割合

控除分配割合とは、適用通算法人の適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がその適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額のうちに占める割合とされています（措法42の4⑧三）。

- (注) 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人の特別研究税額控除限度額についても、同様の計算を行うこととされています。この場合の上記ロの税額控除可能額は、その通算法人のその適用を受ける事業年度（以下「特別適用対象事業年度」といいます。）及び他の通算法人（その特別適用対象事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に限ります。以下同じです。）の他の特別事業年度（その特別適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度をいいます。以下同じです。）に係る上記(3)①の金額、上記(3)②の金額及び上記(3)③の金額の合計額と、その特別適用対象事業年度及び当該他の通算法人の他の特別事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額の10%相当額とのうち、いずれか少ない金額とされています（措法42の4⑩において準用する措法42の4⑧三）。ま

た、上記ハの控除分配割合は、その特別適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がその特別適用対象事業年度及び当該他の通算法人の他の特別事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額のうちに占める割合とされています（措法42の4⑧）において準用する措法42の4⑧三）。

② 上記①の遮断措置等

イ 他の通算法人の当初申告における数値に誤りがあった場合

上記①の計算について、次の金額が他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された次の金額と異なる場合には、その記載された金額をそれぞれ次の金額とみなすこととされています（措法42の4⑧四）。

(イ) 他の通算法人の各事業年度の試験研究費の額

(ロ) 他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額

ロ 自己の当初申告における数値に誤りがあった場合

(イ) 税額控除可能額が当初申告税額控除可能額以上である場合

自己の当初申告における数値に誤りがあった場合の自己の適用対象事業年度の税額控除可能分配額は、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額以上であるとき（税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額と異なる場合に限りま

す。）は、当初申告税額控除可能分配額をその適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなすこととされています（措法42の4⑧五）。

(注1) 当初申告税額控除可能額とは、適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいいます（措法42の4⑧五）。

(注2) 当初申告税額控除可能分配額とは、

適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいいます（措法42の4⑧五）。

(ロ) 税額控除可能額が当初申告税額控除可能額未満である場合

税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たない場合には、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

A 当初申告税額控除可能分配額が0を超える場合……当初申告税額控除可能分配額から税額控除超過額を控除した金額を適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなすこととされています（措法42の4⑧六イ）。

(注) 税額控除超過額とは、当初申告税額控除可能額から税額控除可能額を減算した金額をいいます（措法42の4⑧六イ）。

B 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合……適用対象事業年度の法人税額は、他の税額計算規定等により計算した法人税額に、税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算することとされています（措法42の4⑧六ロ）。

(注) 他の税額計算規定等とは、法人税法第66条第1項、第3項及び第6項並びに第69条第19項（同条第23項又は第24項において準用する場合を含みます。）の規定、租税特別措置法第42条の4第8項第7号（同条第18項において準用する場合を含みます。）、第42条の14第1項、第67条の2第1項及び第68条第1項の規定その他法人税に関する法令の規定をいいます（措法42の4⑧六ロ）。

ハ 適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合等

通算法人の適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額がその適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（期限後欠損金額の場合を含みます。）において、調整後税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、その通算法人の適用対象事業年度の法人税額は、他の税額計算規定等により計算した法人税額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額相当額を加算することとされています（措法42の4⑧七）。

（注1） 非特定欠損金額とは、通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額以外の金額をいいます（措法42の4⑧七）。具体的には、同法第64条の6の規定によりないものとされた適用対象事業年度において生ずる通算前欠損金額以外の通算前欠損金額となります。

（注2） 期限後欠損金額の場合とは、適用対象事業年度の期限後申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合をいいます（措法42の4⑧七）。

（注3） 通算前欠損金額とは、法人税法第64条の5第1項に規定する通算前欠損金額をいいます（措法42の4⑧七）。なお、上記（注2）の通算前欠損金額からは、同法第64条の6の規定によりないものとされたものを除きます。

（注4） 調整後税額控除可能額とは、次の金額のうちいずれか少ない金額をいいます（措法42の4⑧七）。

（イ） 適用対象事業年度における試験研究費基準額

（ロ） 適用対象事業年度における法人税額基準額から、適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額が確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合におけるその超える部分の金額（期限後欠損金額の場合には、通算前欠損金額として記載された金額を含みます。）をその適用対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき法人税法第66条の規定並びに租税特別措置法第67条の2及び第68条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税額の25%相当額を控除した金額

（注5） 他の税額計算規定等とは、法人税法第66条第1項、第3項及び第6項並びに第69条第19項（同条第23項又は第24項において準用する場合を含みます。）の規定、租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ（同条第18項において準用する場合を含みます。）、第42条の14第1項、第67条の2第1項及び第68条第1項の規定その他法人税に関する法令の規定をいいます（措法42の4⑧七）。

（注） 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています。この場合の上記ハ（注4）については、法人税額基準額は通算グループ全体の調整前法人税額の10%相当額と、法人税額に乗ずる割合は10%と、それぞれされています（措法42の4⑮において準用する措法42の4⑧）。

③ 税額控除割合の特例

適用通算法人の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度については、税額控除可能額のうち試験研究費基準額は、各通算法人の試験研究費の額の合計額に次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：イ又はロの場合には14%、ハからホまでの場合には17%）を乗じて計算した

金額とされています（措法42の4⑧八）。

（注） 上記の適用通算法人が通算子法人である場合には、上記の各事業年度は、その適用通算法人に係る通算親法人の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の日に終了する事業年度とされています。

イ 下記ロの事業年度以外の事業年度において上記(1)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑧ハイ(1)）……次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合

(イ) 合算増減試験研究費割合が12%を超える場合（*い*）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% + (\text{その合算増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(ロ) 合算増減試験研究費割合が12%以下である場合（*い*）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$$11.5\% - (12\% - \text{その合算増減試験研究費割合}) \times 0.25 \text{ (下限: } 1\%)$$

(*い*) 各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である場合……8.5%

ロ 合算試験研究費割合が10%を超える事業年度において上記(1)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑧ハイ(2)）……上記イの割合と上記イの割合に控除割増率を乗じて計算した割合とを合計した割合

控除割増率とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

＜算式＞

$$(\text{その合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$$

ハ 合算増減試験研究費割合が12%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度及び合算試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑧ハロ(1)）

……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

＜算式＞

$$(\text{その合算増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

ニ 合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が12%を超える事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑧ハロ(2)）

……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

＜算式＞

$$12\% \times \text{控除割増率}$$

ホ 合算増減試験研究費割合が12%を超え、かつ、合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑧ハロ(3)）……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

＜算式＞

$$(\text{その合算増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375 \times (1 + \text{控除割増率}) + 12\% \times \text{控除割増率}$$

（注） 合算試験研究費割合とは、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額のその適用通算法人及び他の通算法人の平均売上金額の合計額に対する割合をいいます（措法42の4⑨十二）。

④ 税額控除額の上限等の特例

適用通算法人の次の事業年度については、税額控除可能額のうち法人税額基準額及び上記②ハ（注4）(ロ)の法人税額の25%相当額は、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の調整前法人税額の合計額にそれぞれ次の割合を乗じて計算した金

額を加算することとされています（措法42の4⑧九）。

イ 上記(1)の制度の適用を受ける事業年度で上記(1)③イ(イ)から(ハ)までの要件を満たす事業年度（適用通算法人が通算子法人である場合には、その適用通算法人に係る通算親法人の上記(1)③イ(イ)から(ハ)までの要件を満たす事業年度終了の日に終了する事業年度）……15%

ロ 上記(1)の制度の適用を受ける事業年度で令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する各事業年度のうち次の事業年度……次の割合。なお、(イ)及び(ハ)の事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、加算する割合は、(イ)の割合と(ハ)の割合とのうちいずれか高い割合とすることとされています。

（注） 上記の適用通算法人が通算子法人である場合には、上記の各事業年度は、その適用通算法人に係る通算親法人の令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の日に終了する事業年度とされています。

(イ) 合算増減試験研究費割合が4%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$(\text{その合算増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$ （上限：5%）

(ロ) 合算増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度及び合算試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

＜算式＞

$(\text{その合算増減試験研究費割合} + 4\%) \times 0.625$ （下限：マイナス5%）

(ハ) 合算試験研究費割合が10%を超える事業年度……特例割合

特例割合とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

＜算式＞

$(\text{その合算試験研究費割合} - 10\%) \times 2$

ハ 上記(2)の制度の適用を受ける事業年度で令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち合算増減試験研究費割合が12%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度を除きます。）……10%

（注） 上記の適用通算法人が通算子法人である場合には、上記の各事業年度は、その適用通算法人に係る通算親法人の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の日に終了する事業年度とされています。下記二においても同様です。

ニ 上記(2)の制度の適用を受ける事業年度で令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（上記ハの事業年度を除きます。）……特例割合

⑤ 進行年度における税額控除額の上限の上乗せ

通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下「通算法人等」といいます。）が対象事業年度において、過去適用等事業年度における欠損金増加合計額がある場合には、その通算法人等のその対象事業年度における次の区分に応じ次によることとされています（措法42の4⑩、措令27の4④）。

イ 上記①の通算法人……その対象事業年度の税額控除可能額の計算については、法人税額基準額に、欠損金増加合計額をその通算法人等のその対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき計算した

法人税額の25%相当額（上記④イからニまでの事業年度については、その法人税額にそれぞれ上記④イからニまでの割合を乗じて計算した割合を加算した金額）を加算することとされています。

ロ 上記イの法人以外の法人……その対象事業年度の税額控除額の上限の計算については、その対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加合計額のうちその通算法人等に係る各欠損金増加額をその通算法人等のその対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき計算される法人税額相当額を加算することとされています。

（注1） 対象事業年度とは、通算法人等が上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける事業年度をいいます（措法42の4⑪）。上記①の計算を行わない事業年度も含まれています。

（注2） 過去適用等事業年度とは、通算法人等の対象事業年度終了の日前に終了したその通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日においてその通算法人等若しくは他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が上記(1)又は(2)の制度の適用を受けた事業年度（通算子法人にあっては、その事業年度終了の日においてその通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）である場合の当該各事業年度をいいます（措法42の4⑪）。

（注3） 欠損金増加合計額とは、各欠損金増加額の合計額をいいます（措法42の4⑪）。

（注4） 各欠損金増加額とは、過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額がその過去適用等事業年度の確定申告書等に添付された書類にその過去適用等事業年

度において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下「当初非特定欠損金額」といいます。）を超える場合（国税通則法第25条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、その過去適用等事業年度の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含みます。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなったその通算法人等及び他の通算法人のそれぞれその超える部分の金額（その通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含みます。）をいいます（措法42の4⑪）。

（注5） 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています（措法42の4⑬において準用する措法42の4⑪）。

⑥ 上記⑤の遮断措置

上記⑤の場合において、通算法人等の対象事業年度における過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額と異なるときは、既確定各欠損金増加額をその過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額とみなすこととされています（措法42の4⑫）。

（注1） 既確定各欠損金増加額とは、その対象事業年度終了の日以前に提出されたその過去適用等事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に係る同法第28条第2項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものにその過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいいます（措法42の4⑫）。

（注2） 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています（措法42の4⑬において準用する措法42の4⑫）。

2 改正の内容

特別研究機関等との共同研究（上記1(3)（注）

①）及び特別研究機関等に対する委託研究（上記1(3)（注）⑦）について、特別研究機関等に国立健康危機管理研究機構が追加されました（措令27の4②一ニ）。

（注） 上記の改正は、「国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第19号）」第38条において措置されています。

また、対象となる金額は、試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用（その試験研究に係る契約又は協定においてその法人が負担すること

とされている費用に限ります。）に係るものとして国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とされました（措規20②一・二）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日（国立健康危機管理研究機構法の施行の日）から施行されています（国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則①、改正措規附則1）。

三 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成10年6月1日から令和7年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定機械装置等の製作をして、これをその中小企業者等の指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定機械装置等の基準取得価額の30%相当額（以下「特別償却限度額」といいます。）の特別償却ができるというものです（措法42の6①）。

また、特定中小企業者等については、その特別償却限度額の特別償却とその特定機械装置等の基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用ができることとされています（措法42の6①②）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度における税額控除と合計して当期の調整

前法人税額の20%相当額を上限とすることとし、税額控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の6②～④）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の6①～③）。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するものをいいます（措法42の6①）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑯）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自

己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基

準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑨八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑨八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑨九）。

(注6) 特定機械装置等とは、次の減価償却資産をいいます（措法42の6①、措令27の6①～④⑦、措規20の3①～⑦）。ただし、匿名組合契約その他これに類する契約の目的である事業の用に供するものを除くこととされています（措法42の6①、措令27の6⑤）。なお、（ ）内は、基準取得価額を示しています。

(1) 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの（取得価額）

なお、次の要件に該当するものを除くこととされています（措法42の6①一、措令27の6①）。

① その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。

- ② 要する人件費が少額な一定のサービス業（中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものであること。
- (2) 工具のうち、製品の品質管理の向上等に資する測定工具及び検査工具で、次の①又は②に該当するもの（取得価額）
- ① 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
- ② 中小企業者等が、各事業年度の指定期間内において、取得又は製作をして、その指定事業の用に供した工具（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの
- (3) ソフトウェアで、次の①又は②に該当するもの（取得価額）
- ① 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
- ② 中小企業者等が、各事業年度の指定期間内において、取得又は製作をして、その指定事業の用に供したソフトウェア（法人税法施行令第133条又は第133条の2の規定の適用を受けるものを除きます。）の取得価額の合計額が70万円以上のもの
- ただし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるもの、ISO/IEC 15408非認証のサーバー用オペレーティングシステム、ISO/IEC15408非認証のサーバー用仮想化ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証のデータベース管理ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証の連携ソフトウェア及びISO/IEC15408非認証の不正アクセス防御ソフトウェアは除くこととされています。
- (4) 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5 t以上の普通自動車（取得価額）
- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%相当額）

(注7) 指定事業とは、製造業、建設業等をいいます。ただし、内航船舶貸渡業以外の貸付業は除くこととされています（措法42の6①、措令27

の6⑥、措規20の3⑧）。

(注8) 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び商店街振興組合を除きます。）以外の法人をいいます（措法42の6②、措令27の6⑧）。

2 改正の内容

(1) 対象法人の見直し

① 対象となる中小企業者から除くこととされる発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人（上記1（注2）(1)）及びその発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人（上記1（注2）(2)）から、発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を超える数又は金額の株式又は出資が一定の承認会社の所有に属している農地所有適格法人を除くこととされました（措法42の6①、措令27の6①）。すなわち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の農地所有適格法人のうち、その農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を超える数又は金額の株式又は出資が一定の承認会社の所有に属するものは、その一定の承認会社が大規模法人に該当する場合であっても、中小企業者に該当し、その農地所有適格法人が適用除外事業者に該当する場合を除き、この制度の適用を受けることができます。

また、この農地所有適格法人と同一の通算グループ内の他の通算法人の判定において、この農地所有適格法人は、上記1（注2）(3)①の法人に該当することとなります。したがって、この農地所有適格法人と同一の通算グループ内の他の通算法人の全てが上記1（注2）(3)①の法人に該当する場合には、その通算グループの内の通算法人は、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 農地所有適格法人とは、農地法第2条

第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。

(注2) 一定の承認会社とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条の承認会社をいい、具体的には、同法第5条に規定する承認会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

(注3) 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社とは、同法第3条第1項の規定によりその作成した農林漁業法人等投資育成事業に関する計画が適当である旨の農林水産大臣の承認を受けた株式会社をいいます。

(注4) 関係法令については、下記の(参考1)及び(参考2)をご参照ください。

② 対象となる中小企業者等の範囲から特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものを除くこととされました(措法42の6①)。

(注) 特定認定とは、租税特別措置法第42条の12の4第1項に規定する特定認定をいい、特定事業者等とは、同項に規定する特定事業者等をいい、特定経営力向上計画とは、同項に規定する特定経営力向上計画をいい、一定の減価償却資産とは、同項第2号に掲げる減価償却資産をいいます。特定認定、特定経営力向上計画及び一定の減価償却資産の詳細については、後述「七 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」の「2 改正の内容」の(3)をご参照ください。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました(措法42の6①)。

(参考1) 農地法(昭和27年法律第229号)

(定義)

第2条 省 略

2 省 略

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は持分会社(同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)であること。

二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会(会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。)における総株主(当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主)の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を移転した個人(その法人の株主又は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、そ

- の移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）
- ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
- ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第3条第1項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）
- ニ その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人
- ホ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）
- ヘ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つている個人
- ト その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構
- チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 三 その法人の常時従事者たる構成員（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。次号において同じ。）の数の過半を占めていること。
- 四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、1人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。
- #### 4 省 略
- （参考2） 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）**
（事業計画の承認）
- 第3条 農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする株式会社（農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）又は農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農林漁業法人等投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2～5 省 略

（報告の徴収）

第5条 農林水産大臣は、第3条第1項の承認を受けた株式会社（同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。）又は同項の承認を受けた投資事業有限責任組合（以下「承認組合」という。）の無限責任組合員に対し、農林漁業法人等投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

（農地法の特例）

第10条 承認会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従って農林漁業法人等投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号の規定の適用については、同号中「次に

掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又はその法人に承認事業計画（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第6条に規定する承認事業計画をいう。）に従って農林漁業法人等投資育成事業（同法第2条第2項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいう。）に係る投資を行った承認会社（同法第5条に規定する承認会社をいう。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は当該承認会社に該当する社員」とする。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした特定機械装置等については、従前どおりとされています（改正法附則40）。

四 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で次の表の認定事業者が該当するものが、平成14年4月1日から令和7年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、沖縄振興特別措置法における同表の特定地域において同表の特定事業の用に供する一定の規模の設備の新設又は増設（以下「新增設」といいます。）をする場合において、その新增設に係る同表の減価償却資産でその特定地域の振興に資する一定のもの（以下「工業用機械等」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は工業用機械等の製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したと

きは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の税額控除ができるというものです（措法42の9①）。

なお、控除を受ける金額は当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることとされています（措法42の9①～③）。

また、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の9①）。

	認定事業者	特定地域	特定事業	減価償却資産
(1)	沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する認定事業者	観光地形成促進地域の区域	特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	特定民間観光関連施設のうち一定のものを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
(2)	沖縄振興特別措置法第31条第1項に規定する認定事業者	情報通信産業振興地域の区域	電気通信業その他一定の事業	機械及び装置、一定の器具及び備品、一定の建物及びその附属設備並びに一定の構築物
(3)	沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者	産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他一定の事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定のもの
(4)	沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者	国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他一定の事業	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備
(5)	沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者	経済金融活性化特別地区の区域	認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備

(注1) 一定の期間は、観光地形成促進地域に係る措置（上記の表の(1)）、情報通信産業振興地域に係る措置（上記の表の(2)）、産業イノベーション促進地域に係る措置（上記の表の(3)）又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記の表の(4)）についてはそれぞれ沖縄県知事から主務大臣への観光地形成促進計画、情報通信産業振興計画、産業イノベーション促進計画又は国際物流拠点産業集積計画の提出の日から令和7年3月31日までの期間と、経済金融活性化特別地区に係る措置（上記の表の(5)）については経済金融活性化計画の認定の日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①）。なお、それぞれの期間内に特定地域に該当しないこととなった場合等には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法42の9①、措令27の9①）。

(注2) 一定の規模の設備は、観光地形成促進地域に係る措置については対象施設に含まれる一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（その対象施設に含まれない部分があるものについては、その対象施設に含まれる部分に限ります。）の

取得価額の合計額が1,000万円を超えるものと、情報通信産業振興地域に係る措置、産業イノベーション促進地域に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（国際物流拠点産業集積地域に係る措置については、機械及び装置）で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものと、経済金融活性化特別地区に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるものとされています（措法42の9①、措令27の9②、措規20の4①②）。

(注3) その特定地域の振興に資する一定のものは、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法42の9①、措令27の9③）。

- ① 観光地形成促進地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産
- ② 情報通信産業振興地域に係る措置……認

定事業者に該当する法人の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された減価償却資産

- ③ 産業イノベーション促進地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産
- ④ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産
- ⑤ 経済金融活性化特別地区に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

(注4) 観光地形成促進地域に係る措置の対象施設は、一定の特定民間観光関連施設のうち次の施設の区分に応じそれぞれ次の施設（その施設に専ら附属する施設として設置するものを含みます。）とされています（措法42の9①、措令27の9②一、措規20の4①②）。

- ① スポーツ又はレクリエーション施設……水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場及びテーマパーク
- ② 教養文化施設……劇場、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設
- ③ 休養施設……展望施設、温泉保養施設、スパ施設及び国際健康管理・増進施設
- ④ 集会施設……会議場施設、研修施設及び結婚式場
- ⑤ 販売施設……沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令第7条第1号に規定する小売施設及び飲食施設

(注5) 特定事業は、具体的には、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法42の9①、措令27の9⑤⑦⑨、認定経済金融活性化計画）。

- ① 観光地形成促進地域に係る措置……特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する

事業

- ② 情報通信産業振興地域に係る措置……電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業
- ③ 産業イノベーション促進地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及びガス供給業
- ④ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業
- ⑤ 経済金融活性化特別地区に係る措置……金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業

(注6) 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています（措法42の9①）。

2 改正の内容

(1) 対象施設の見直し

観光地形成促進地域に係る措置（上記1の表の(1)）の対象施設から、国際健康管理・増進施設（その施設に専ら附属する施設として設置するものを含みます。）が除外されました（措規20の4①二②三）。

(2) 対象事業の見直し

制度の対象となる事業について、次の見直しが行われました。

- ① 情報通信産業振興地域に係る措置（上記1の表の(2)）の対象事業から、パッケージソフトウェア業が除外されました（措令27の9⑤）。
- ② 産業イノベーション促進地域に係る措置（上記1の表の(3)）の対象事業から、デザイン業が除外されました（措令27の9⑦）。

(3) 対象地域の見直し

国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記 1 の表の(4)）の対象地域（国際物流拠点産業集積地域の区域）について、次の見直しが行われました（国際物流拠点産業集積計画 4）。

- ① 対象地域に、津嘉山地区、照屋地区及び神里地区（南風原町）並びに友寄地区（八重瀬町）が追加されました。
- ② その全域が対象であった那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の区域について、国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定されました。

(4) その他

① 措置期間の見直し

観光地形成促進地域に係る措置、情報通信産業振興地域に係る措置、産業イノベーション促進地域に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置における主務大臣の確認要件に係る措置期間（措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間）について、措置開始事業年度が対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（改正前：対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度）に変更されるなど、その適正化が行われました（令 4.5 内閣・国交告 1（1 一・五）、令 4.5 内閣・総務・経産告 1（1 一・五）、令 4.5 内閣・経産告 2（1 一・五）、令 4.5 内閣・経産告 3（1 一・五））。

（注） 関係法令については、下記の（参考 1）から（参考 4）までをご参照ください。

② 対象資産に係る改正

5G 導入促進税制の廃止（後述「八 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G 導入促進税制）」参照）に伴い、対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G 情報通信システム）に該当するものについて 5G 導入促進税制の対象となるものに限ることとしていた規定（上記 1（注 6））

が削除されました（措法 42 の 9 ①）。

(5) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 9 ①、措令 27 の 9 ①一～五）。

（参考 1） 沖縄振興特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和 4 年 5 月内閣府、国土交通省告示第 1 号）（定義）

第 1 条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設する認定事業者（法第 7 条の 2 第 4 項の認定を受けた者で、対象措置を実施するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第 8 条第 1 項に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の 1 月 1 日の属する事業年度までの各事業年度において法第 9 条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であって、法第 8 条第 1 項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二～四 省 略

五 措置開始事業年度 対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあっては、当該翌事業年度）

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八～十六 省 略

（参考 2） 沖縄振興特別措置法第31条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、総務省、経済産業省告示第1号）
(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域（以下「対象地域」という。）の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第29条の2第4項の認定を受けた者で、対象措置を実施するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第31条第1項に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の1月1日の

属する事業年度までの各事業年度において法第32条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であって、法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二～四 省 略

五 措置開始事業年度 対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあっては、当該翌事業年度）

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八～二十五 省 略

（参考 3） 沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、経済産業省告示第2号）
(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第35条の3第4項の認定を受けた者で、対象措置を実施

するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第36条に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の1月1日の属する事業年度までの各事業年度において法第37条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であって、法第36条に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二～四 省 略

五 措置開始事業年度 対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあっては、当該翌事業年度）

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八～十六 省 略

（参考4） 沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、経済産業省告示第3号）
（定義）

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出国際物流拠点産業集積

計画に定められた国際物流拠点産業集積地域（以下「対象地域」という。）の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第42条の2第4項の認定を受けた者で、対象措置を実施するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第50条第1項に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の1月1日の属する事業年度までの各事業年度において法第51条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であって、法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二～四 省 略

五 措置開始事業年度 対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあっては、当該翌事業年度）

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八～二十五 省 略

3 適用関係

（1） 上記2(1)、(2)及び(4)②の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設

をする工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則41、改正措令附則13、改正措規則7）。

- (2) 上記2(4)①の改正は、令和7年4月1日から施行されています（令7.3内閣・国交告1前文、

令7.3内閣・総務・経産告1前文、令7.3内閣・経産告1前文、令7.3内閣・経産告2前文）。

また、上記2(3)の改正に係る国際物流拠点産業集積計画は、令和7年4月1日に公表されています。

五 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日（平成29年7月31日）から令和7年3月31日までの間に、その法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその新設若しくは増設に係る特定事業用機械等の製作若しくは建設をして、これをその承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業用機械等の基準取得価額の40%又は50%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額の特別償却とその基準取得価額の4%、5%又は6%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の11の2①②）。なお、50%の特別償却割合又は5%の税額控除割合が適用されるのは、平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品とされており（措法42の11の2①一②一）、6%の税額控除割合が適用されるのは、令和6年9月2日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人がその承認地域経済牽引事業（地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品とされています（措法42の11の2②一）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の11の2②後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の11の2①②）。

（注1） 承認地域経済牽引事業とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する承認地域経済牽引事業をいいます（措法42の11の2①）。具体的には、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいい（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基

盤強化に関する法律18)、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限ることとされています。

地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（その承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、その承認地域経済牽引事業のうち、その確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うものとなります。以下「対象事業」といいます。）が、次の(1)から(5)まで（その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、(4)を除きます。）のいずれにも該当することとされています（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1）。なお、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合の基準は、対象事業が次の(6)に該当することとされており（令6.9 経産告130）、すなわち、対象事業が次の(1)から(6)まで（その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、(4)を除きます。）のいずれにも該当することが必要とされています（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1）。また、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものである場合の基準は、対象事業が次の(6)及び(7)に該当することとされており（令6.9 経産告130）、すなわち、対象事業が次の(1)から(7)まで（その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、(4)を除きます。）のいずれにも該当することが必要とされています（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1）。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ① 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」といいます。）について、評価委員会において次のいずれかの観点から先進的であると認め

られたこと。

イ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれること。

ロ 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること。

- ② 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「特定非常災害特別措置法」といいます。）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域（対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」といいます。）がその特定非常災害に基因して災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、その特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区）内であり、かつ、その承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」といいます。）が、その特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。

(2) 計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれるその承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度におけるその商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

(3) 対象事業に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済

牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」といいます。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」といいます。）の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。

- (4) 減価償却資産の取得予定価額が、次のイ又はロの対象事業者の区分に応じそれぞれ次の額の20%以上の額であること。

イ ロの者以外の対象事業者……その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、その減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社である対象事業者……その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（その前連結会計年度の期間が1年未満である場合にあっては、その加えて得た額を1年当たりの額に換算した額）

- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」といいます。）について、その確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、その確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（その確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業が同法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限り、以下「旧計画」といいます。）がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- ① 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。
② 旧計画について、労働生産性の伸び率

及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

- (6) 計画承認日が平成31年4月1日以後である場合にあって、次のいずれにも該当すること。

- ① 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 対象事業者の付加価値額増加率が8%以上であること。なお、付加価値額増加率とは、前事業年度の付加価値額（次の(イ)から(ハ)までの金額を合計した金額から次の(ニ)の金額を減算した金額をいいます。以下同じです。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額のその前々事業年度の付加価値額に対する割合をいいます。

(イ) 売上高

(ロ) 給与総額

(ハ) 租税公課

(ニ) 費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいいます。）

ロ 計画承認日が令和5年4月1日以後であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいいます。）が50億円以上であり、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

- ② 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が5%以上（計画承認日が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号。以下「改正産業競争力強化法」といいます。）の施行の日（令和6年9月2日）前である場合又は対象事業者が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である場合に

は、4 %以上）となることが見込まれること。

- ③ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が5 %以上となることが見込まれること。

- ④ 承認地域経済牽引事業について、評価委員会において上記(1)①イの観点から先進的であると認められたこと。

- (7) 計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日（令和6年9月2日）以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

- ① 対象事業者が産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（以下「実施指針」といいます。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている者に限ります。）であること。

- ② (6)①イ及びロのいずれにも該当すること。

- ③ 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

- ④ 対象事業者が下請中小企業振興法第2条第4項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。

(注2) 特定地域経済牽引事業施設等とは、承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいいます（措法42の11の2①、措令27の11の2①）。

(注3) 特定事業用機械等とは、特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法42の11の2①）。

(注4) 基準取得価額は、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、80億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされています（措法42の11の2①）。

2 改正の内容

(1) 特別償却割合の引下げ

機械及び装置並びに器具及び備品の特別償却割合が、35%（改正前：40%）に引き下げられました（措法42の11の2①一）。

(2) 投資規模要件の引上げ

特定地域経済牽引事業施設等（上記1（注2））に係る投資規模要件が1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました（措令27の11の2①）。

(3) 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置の見直し

特別償却割合を50%に、税額控除割合を5 %に、それぞれ引き上げる措置（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合の基準）について、次の見直しが行われました。

- ① 措置の対象に、その承認地域経済牽引事業について、評価委員会において先進的であると認められた場合で、かつ、次のいずれにも該当する場合が追加されました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五イ(3)）。なお、計画承認日が令和7年4月1日以後である必要があります（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五イ(3)）。

イ 承認地域経済牽引事業が次のいずれかに該当すること。

(イ) 指定業種に該当すること。

指定業種とは、その承認地域経済牽引

事業計画の承認（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の承認をいいます。以下同じです。）の際に適合すると認められた同意基本計画（同法第6条に規定する同意基本計画をいいます。以下同じです。）において同法第4条第1項に規定する市町村及び同項に規定する都道府県が基本方針（地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和2年9月総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）をいいます。）第一八(2)に基づき指定した業種をいいます。

(ロ) 対象事業の特定取引先（その対象事業に関する直接の取引先であってその対象事業の出荷額又は仕入額のうちにその取引先に対する出荷額又はその取引先からの仕入額の占める割合が50%を超える場合におけるその取引先をいいます。）の行う対象事業者からの仕入れ（その対象事業に係るものに限ります。）又は対象事業者に対する出荷（その対象事業に係るものに限ります。）に係る事業（その対象事業に係る承認の際に適合すると認められた同意基本計画の促進区域（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号に規定する促進区域をいいます。）内において行われるものに限ります。）が指定業種に該当するものであること。

ロ 承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ハ 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

ニ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が5%

以上（対象事業者が下記③の見直し後の中小企業者である場合にあっては、4%以上）となることを見込まれること及び減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が5%以上となることを見込まれること。

② 上記1（注1）(6)①イの要件に、「承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること」が追加されました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五イ(1)）。

③ 上記1（注1）(6)②の要件に係る労働生産性の伸び率の年平均が4%以上とされる中小企業者について、中小企業基本法の中小企業者から地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の中小企業者にその範囲が変更されました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五ロ）。

(注1) 付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとされています（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1（備考））。

・ 付加価値額の計算方法

売上高－費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいいます。）＋給与総額＋租税公課

・ 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

・ 投資収益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額／減価償却資産の取得予定価額

(注2) 承認地域経済牽引事業の付加価値額については、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）において、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の最終年度の単年度で1億円（上記1（注1）(6)①ロについては3億円）以上の付加価値額の創出が見込まれることが必要とされていま

す（ガイドライン第5・1(5)イ）。なお、地域経済牽引事業計画の実施期間は5年を超えない範囲で定めることとされています（令2.9 総務・財務・厚労・農水・経産・国交告2第一イ(2)）、その実施期間が5年に満たない場合においても、1億円（上記1（注1）(6)①ロについては3億円）以上の付加価値額の創出見込みが必要とされています（ガイドライン第5・1(5)イ）。

関係告示及びガイドラインについては、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(4) 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準の見直し

① 先進性に係る要件について、次の運用の改善が行われました。

イ 「労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること」（上記1（注1）(1)①イ）の確認が不要とされました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①一イ旧(1)）。

（注） これまで、対象事業の先進性の評価に当たって、「労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となること」が見込まれない場合には、評価委員会の判断によらず、先進性に係る要件を満たさないものとする取扱いになっており、「労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること」は、いわゆる足切り要件として措置されていました。

しかしながら、評価委員による先進性の評価の実態として、この足切り要件を満たしていることのみをもって先進性を有すると評価していると思われるような事例が散見されたため、先進性の評価に当たっては、この足切り要件は考慮せず、評価委員の専門的知識をもって独自の調査・検討を基に評価すべきであることを

明確にする趣旨で、上記の改正が行われています。なお、「労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること」については、下記③のとおり、先進性の評価とは切り離れた形で、新たな「地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準」（主務大臣の確認要件）の一つとして定められました。

ロ 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた次の措置が講じられました（ガイドライン第5・1(1)イ）。

（イ） ガイドラインにおいて示されている先進性が認められないものの類型について、評価委員は、担当する全ての案件についてその類型に該当するか否かを明確に判断して、その内容を書面で提出することとされました（ガイドライン第5・1(1)イ①iv、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」6④）。その上で、評価委員の1名以上がその類型に該当するものとして先進性が無いと評価した場合には、他の評価委員の評価にかかわらず、その対象事業を先進性が無いものとして取り扱うこととされました（ガイドライン第5・1(1)イ①iiただし書、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」6②）。

（注） 先進性が認められないものの類型は、これに該当するような事業はおよそ先進性を有するとは言えないものが示されています。これを踏まえ、評価委員のうち1名でもその類型に該当すると判断した場合には、その対象事業は先進性を有しないものとして、本制度の適用は受けられないこととされました。

（ロ） 上記（イ）の場合以外の場合において、評価委員の1名以上が、その対象事業につ

いて先進性が無いと評価したときは、その対象事業につき評価を担当した評価委員において合議を行った上で、最終的な先進性の有無を改めて評価することとされました（ガイドライン第5・1(1)イ①iii、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」6③）。その際、評価委員は、再評価の詳細及び最終評価を書面で提出することとされています（ガイドライン第5・1(1)イ①vi、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」6⑤）。

（注） ガイドラインにおける先進性が認められないものの類型（以下「先進性が無い類型」といいます。）に該当するような事業が、およそ先進性を有するとは言えないものであることは上記イ)の（注）のとおりです。そこで、評価委員は、まずはこの先進性が無い類型に該当するか否かの判断をすることになりますが、当然ながら、先進性が無い類型に該当しないからといって直ちに先進性が認められるわけではありません。本制度の創設の趣旨からして、先進性の評価は厳格に行われるべきものであると考えられ、先進性が無い類型に該当するか否かの判断とは別に、評価委員は改めてその事業の先進性の有無を評価すべきこととなります。

この場合に、1名以上の評価委員が先進性が無いと評価したときは、他の評価委員が先進性が認められると評価している場合であっても、改めて、評価を担当した評価委員による合議を行った上で、最終的な先進性の評価を行うこととされ、安易な先進性評価とならないような仕組みとされました。

（ハ） 評価委員は、先進性を有すると評価する場合には、ガイドラインで示されている先進性の類型のどの類型に該当するの

かについて評価し、その評価の詳細を書面で提出することとされました（ガイドライン第5・1(1)イ①v、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」6④）。また、評価委員は、専門家として独立した立場で、独自の調査・検討を基にその先進性を評価すべきであることが、ガイドラインにおいて明記されました（ガイドライン第5・1(1)イ①v（注）、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」4①）。なお、その評価の際は、評価委員の先進性評価の補助を目的として経済産業省にて措置されている委託事業を、積極的に活用することとされています（ガイドライン第5・1(1)イ①v（注）、別添資料（別添1）「地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱」4②）。

（注） ガイドラインでは、これまでも先進性の類型が示されていましたが、どの類型にどのように該当するかは必ずしも示す必要がなかった上に、何をもって先進性を有すると評価したのかを客観的に把握する方法も整備されていませんでした。このような状況では、牽制が働かず、評価委員の評価の質が低下することも懸念されることから、これを改善していく目的で、上記の措置が講じられました。

（ニ） 確認申請に係る申請書の様式が改定され、確認申請をする承認地域経済牽引事業者は、その承認地域経済牽引事業が先進性を有することについて、自らも説明を要することとされました（ガイドライン別添資料（別添4）「法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書」【様式1の1】5）。

（注） これまでは、確認申請に係る承認地域経済牽引事業の概要を記載すれば足りることとされていましたが、確認申

請をする承認地域経済牽引事業者自身にも先進性を有することの説明を求めることで、先進性を必要とする本制度の趣旨を理解してもらうとともに、その承認地域経済牽引事業に係る情報をより多く収集し、評価委員の評価精度の向上を図ろうというものです。

- ② 対象となる事業類型からサプライチェーン類型（上記１（注１）①①ロの類型）が除外されました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①一旧(2)）。

- ③ 承認地域経済牽引事業について、次のいずれかに該当することとの要件が追加されました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①一の二）。

イ 減価償却資産を事業の用に供した事業年度から５年間の対象事業の労働生産性の伸び率の年平均が４％以上となることが見込まれること（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①一の二イ）。

ロ 減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から５年間の対象事業の投資収益率の年平均が５％以上となることが見込まれること（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①一の二ロ）。

- ④ 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件（上記１（注１）(3)）が１億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①三）。

- ⑤ 前事業年度の減価償却費の額に対する投資規模要件（上記１（注１）(4)）について、次の見直しが行われました。

イ 対象事業者の直接又は間接の出資者のうちに外国法人等が含まれている場合で、かつ、その外国法人等が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数のその対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が50％を超える場合（その対象事業者が連結会

社に該当する場合を除きます。）には、その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額は、その減価償却費の額（事業年度の期間が１年未満である場合にあっては、その減価償却費の額を１年当たりの額に換算した額）に、その外国法人等の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が１年未満である場合にあっては、その減価償却費の額を１年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額とすることとされました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①四ハ）。

（注１） 外国法人等とは、外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいいます（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①四ハ）。

（注２） その対象事業者が連結会社に該当する場合が上記イの場合から除かれていますが、連結会社に該当する対象事業者は、上記１（注１）(4)ロに該当する者として、本要件を判定することになります（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①四ロハ）。

（注３） 50％を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者の前事業年度における減価償却費の額の合計額を、対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に加えることとされています（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告１①四ハ）。

（注４） 外国法人等がその直接又は間接の出資者に含まれる対象事業者は、上記イの場合に該当するか否かの判定の基礎となる資料を、確認申請書に添付することとされています（ガイドライン第5・1(4)（注6））。

（注５） その減価償却費の額が海外通貨基準で記載されている場合は、確認申請の

日時点で日本円に換算した額とするとともに、その換算の基となった資料を確認申請書に添付することとされています（ガイドライン第5・1(4)（注7））。

ロ 前事業年度における減価償却費の額に乗ずる割合が25%（改正前：20%）に引き上げられました（平29.8 総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①四）。

関係告示及びガイドラインについては、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(5) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和10年3月31日まで3年延長されました（措法42の11の2①）。

（参考1） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成29年8月 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第1号から第4号の2まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては第1号から第5号までとし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす

ものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては次の各号とする。）（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第4号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）について、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和2年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）第一ト(3)に規定する評価委員会において、先進的であると認められたこと。

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域（対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が当該特定非常災害に基因して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区）内であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の同条第4項又は

第7項の規定による承認（以下「承認」という。）を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、当該特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。

一の二 承認地域経済牽引事業について、次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業に係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が100分の4以上となることが見込まれること。

ロ 減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が100分の5以上となることが見込まれること。

二 計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

三 減価償却資産の取得予定価額の合計額が1億円以上であること。

四 減価償却資産の取得予定価額が、次のイからハまでに掲げる対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額の100分の25以上の額であること。

イ ロ及びハに掲げる者以外の対象事

業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第41号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が1年未満である場合にあっては、その加えて得た額を1年当たりの額に換算した額）

ハ 外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が100分の50を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。）

当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）に、当該外国法人等（その100分の50を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

四の二 法第25条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であって、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（当該確認申請前に当該他の計画に係る法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。）がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

五 計画承認日が平成31年4月1日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度の付加価値額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては1年当たりの金額に換算した金額とし、0以下である場合にあっては1円とする。以下同じ。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。）が100分の8以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(2) 計画承認日が令和5年4月1日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が50億円以上で

あり、かつ、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(3) 計画承認日が令和7年4月1日以後である場合であって、対象事業が次のいずれかに該当するとともに、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであり、かつ、減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

(i) 指定業種（その承認の際に適合すると認められた法第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において法第4条第1項に規定する市町村及び同項に規定する都道府県が基本方針第一ハ(2)に基づき指定した業種をいう。以下同じ。）に該当すること。

(ii) 対象事業の特定取引先（当該対象事業に関する直接の取引先であって当該対象事業の出荷額又は仕入額のうちに当該取引先に対する出荷額又は当該取引先からの仕入額の占める割合が100分の50を超える場合における当該取引先をいう。）の行う対象事業者からの仕入れ（当該対象事業に係るものに限る。）又は対象事業者に対する出荷（当該対象事業に係るものに限る。）に係る事業（当該対象事業に係る承認の際に適合すると認められた同意基本計画の法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において行われるものに限る。）が指定業種に該当するものであること。

ロ 承認地域経済牽引事業について、
減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が100分の5以上（計画承認日が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号。以下「改正産業競争力強化法」という。）の施行の日前である場合又は対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者である場合にあっては、100分の4以上）となることが見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、
減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が100分の5以上となることが見込まれること。

ニ 第1号イに該当すること。

六 省 略

2 主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第13条第1項に規定する代表者。以下同じ。）から確認申請を受けた場合であって、対象事業が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額の計算方法

売上高－費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいう。）＋給与総額＋租税公課

2 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

3 投資収益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額／減

価償却資産の取得予定価額

（参考2） 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン

第5 法第25条に基づく確認について

承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 法第25条に基づく確認の基準

承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の(1)～(4の2)（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあっては、(1)～(5)とし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては、(1)～(6)とする。）（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、(4)を除く。）のいずれにも該当することとする。

また、個人事業主が対象事業を行う場合、(1の2)、(2)及び(4)から(5)までにおける「事業年度」については「暦年（1月1日から12月31日までの1年間）」として扱うものとする。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 先進性に関する基準（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（以下「告示」という。）第1項第1号イについて）

① 先進性の評価について

- i 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「第5承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認について」において「承認地域経済牽引事業」という。）について、基本方針に規定する評価委員会（別添1の地域経済牽引事業計画先進性評価委員会設置要綱により設置される地域経済牽引事業計画先進性評価委員会）において先進的であると認められていることを要する。
- ii 評価に当たっては、評価を行った委員のうち半数以上が、下記②先進性の類型A～Dのいずれかの項目で先進性を有すると評価した場合には、評価委員会として、当該承認地域経済牽引事業を先進的であると認めることとする。ただし、評価を行った委員のうち1名以上が、下記③先進性が認められないものの類型a～cのいずれかに該当するとして先進性が無いと評価した場合には、他の評価委員の評価にかかわらず、過半数の評価委員が先進性が無いと評価したものと取り扱うこととする。
- iii iiただし書の場合以外の場合で、評価を行った委員の1名以上が先進性が無いと評価した承認地域経済牽引事業については、当該承認地域経済牽引事業につき評価を担当した評価委員会において合議を行った上で、最終的な先進性の有無を評価するものとする。
- iv 評価委員は、評価を担当した承認地域経済牽引事業の全てに

ついて、下記③先進性が認められないものの類型a～cに該当するか否かをそれぞれ理由を付して判断し、別添2の様式により提出するものとする。

（注） 下記③先進性が認められないものの類型a～cに該当するか否かは、いわゆる足切り要件にすぎないため、評価委員は、当該承認地域経済牽引事業がa～cに該当しない場合に直ちに先進性を有するものと評価することのないよう、特に留意すること。

- v 評価委員は、ivで当該承認地域経済牽引事業が下記③先進性が認められないものの類型a～cのいずれにも該当しないとの判断に至った場合は、改めて、当該承認地域経済牽引事業の先進性の有無を判断するとともに、下記②先進性の類型A～Dのいずれに該当するかについて評価し、その評価の詳細をivとあわせて別添2の様式により提出するものとする。

（注） 下記②先進性の類型A～Dのいずれに該当するものであるかについては、法第25条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）時に対象事業者がその該当性を自ら説明することとされているが、評価委員は、その対象事業者自身の説明をただなぞるだけの先進性の評価はせず、独立した評価委員の立場で、独自の調査・検討を基にその

先進性を評価しなければならない。その際、評価委員の先進性評価の補助を目的に、経済産業省にて委託事業を措置しているので、これを積極的に活用すること。

vi 評価委員はiiiの合議を行う際は、再評価の詳細及び最終評価を別添3の様式により提出するものとする。

② 先進性の類型

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※ 第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質

化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

（注）特に、外国企業が、海外の革新的な技術や生産方式等を促進区域に導入して地域経済牽引事業を実施する場合には、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

③ 先進性が認められないものの類型

a 同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式が、既に日本国内で相当程度普及している場合（ロボット・センサーの導入や特定の建築技術を用

いるものなど、一見して製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式に先進性があるようにみえる事業であっても、それが日本国内で既に相当程度普及している場合を含む。）

b 単に自社の老朽化等をした既存工場の事業の生産能力を高めるために、製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式を変更せずに、工場等を新設して行う事業である場合

c 当該事業に用いる技術、販売の方式又は役務の提供の方式が、比較的容易に模倣できるようなものを用いている場合（例えば、特定の建築技術を用いた設計・建築について、特徴的な技術であっても、同業他社が容易に模倣できるようなものを用いている場合）

ロ 省 略

（１の２）労働生産性の伸び率又は投資収益率が次のイ又はロに掲げる水準以上となることが見込まれること。

イ 労働生産性の伸び率の基準（告示第１項第１号の２イについて）

当該承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率が一定水準以上となることが見込まれることを確認する。

具体的には、承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第２条第23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）を事業の用に供した日の属する事業年度から５年間の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が４以上となるこ

とが見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の労働生産性の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(X_1/Y_1) / (X_2/Y_2)$$

X_1 ：当該事業年度における付加価値額

Y_1 ：当該事業年度における労働者数

X_2 ：前事業年度における付加価値額

Y_2 ：前事業年度における労働者数

付加価値額の算定に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載する付加価値創出額の算定と同様、次の計算式を用いることとする。

付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

なお、事業年度の期間が１年未満である場合には、付加価値額を１年当たりの金額に換算した値を用いる。例えば、事業年度の期間が７ヵ月間であった場合には上記の計算式で計算した付加価値額に、 $12/7$ を乗じた数とする。

付加価値額がゼロ以下となる場合には、当該付加価値額を計算の便宜上１円として計算する。

また、売上高（売上数量・売上単価）の計算において、臨時的な需要の変動等による売上数量・売上単価の変動がある場合には、その臨時的な需要の変動等による影響を取り除いた数値で計算することとする。例えば、変動前に取引先と合意した売上数量・売上単価を基礎として計算する方法など、需要の変動等による影響を勘案した方法を用いることが

考えられる。なお、ii. 投資収益率についても同様の考え方とする。

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率の計算式及び付加価値額の算定の考え方は、（４の２）及び(5)において同じとする。

ロ 投資収益率の基準（告示第１項第１号の２ロについて）

当該承認地域経済牽引事業の投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度から５年間の投資収益率の平均値を百分率で表した値が５以上となることが見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の投資収益率は次の計算式で計算することとする。

$$(Z + W) \div V$$

Z：当該事業年度における営業利益の増加額

W：当該事業年度における減価償却費の増加額

V：減価償却資産の取得予定価額

上記の各事業年度の投資収益率の算定の考え方は、（４の２）及び(5)において同じとする。

(2) 省 略

(3) 減価償却資産の取得予定価額に関する基準（告示第１項第３号について）

減価償却資産の取得予定価額の合計額が１億円以上であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、減価償却資

産を全て合算する。

(4) 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準（告示第１項第４号について）

減価償却資産の取得予定価額が、次のイからハまでに掲げる対象事業者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額の100分の25以上の額であること。

イ ロ及びハに掲げる者以外の対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が１年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を１年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第５号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第41号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が１年未満である場合にあっては、その加えて得た額を１年当たりの額に換算した額）

ハ 外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が100分の50を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。）

当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が１年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を１年当たりの

額に換算した額）に、当該外国法人等（その100分の50を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度の減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

（注1） 取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、減価償却資産（工具、船舶、ソフトウェア等）を全て合算する。

（注2） 複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となる。

（注3） 減価償却資産の取得が複数年度にわたる場合であっても、事業の確認を行う事業年度の前事業年度における減価償却費の額をもって判断する。

（注4） 対象事業者が上記イからハまでのいずれの区分に該当するか
の判定は、その確認時で行う。
また、その判定に当たっては、
対象事業者がグループ通算制度
を採用しているかどうかは考慮
しない。

（注5） 対象事業者が上記ロに掲げる
者に該当する場合について、対
象事業者の確認時の事業年度の
前事業年度の減価償却費の額に、
その確認時において同一の連結
の範囲に含まれる他の全ての会
社の前事業年度の減価償却費の

額の合計額を加えることとする。
なお、同一の連結の範囲に含ま
れる他の会社が、確認時と前連
結会計年度末とで異動がない場
合は、前連結会計年度の連結財
務諸表（連結財務諸表の用語、
様式及び作成方法に関する規則
第1条第1項に規定する連結財
務諸表をいう。）の減価償却費の
額とすることも可能とする。

（注6） 告示第1項第4号ハに規定す
る外国法人等（以下「外国法人
等」という。）がその直接又は間
接の出資者に含まれる対象事業
者は、上記ハに掲げる者に該当
するか否かの判定の基礎となる
資料を別添4の確認申請書に添
付することとする。

（注7） 対象事業者が上記ハに掲げる
者に該当する場合について、そ
の減価償却費の額が海外通貨基
準で記載されている場合は、申
請日時点で日本円に換算した額
とするとともに、その換算の基
となった資料を別添4の確認申
請書に添付することとする。

（4の2） 省 略

（5） 付加価値額増加率等に関する基準（告
示第1項第5号について）

計画承認日が平成31年4月1日以後
である場合であって、次のいずれにも
該当すること。

イ 次のAからCまでのいずれかに該
当すること。

A 対象事業者の付加価値額増加率
（前事業年度における付加価値額か
ら前々事業年度における付加価値
額を控除した金額の当該前々事業
年度における付加価値額に対する
割合）を百分率で表した値が8以

上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

付加価値額増加率は、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

B 計画承認日が令和5年4月1日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が50億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

平均付加価値額は、次の計算式で計算することとする。

$$(a + b) / 2$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

C 計画承認日が令和7年4月1日以後である場合であって、対象事業が次のいずれかに該当するとともに、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであり、かつ、減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

a 指定業種（その承認の際に適合すると認められた法第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において法第4条第1項に規定する市町

村及び同項に規定する都道府県が基本方針第一ハ(2)に基づき指定した業種をいう。以下同じ。）に該当すること。

b 対象事業の特定取引先（当該対象事業に関する直接の取引先であって当該対象事業の出荷額又は仕入額のうちに当該取引先に対する出荷額又は当該取引先からの仕入額の占める割合が100分の50を超える場合における当該取引先をいう。）の行う対象事業者からの仕入れ（当該対象事業に係るものに限る。）又は対象事業者に対する出荷（当該対象事業に係るものに限る。）に係る事業（当該対象事業に係る承認の際に適合すると認められた同意基本計画の法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において行われるものに限る。）が指定業種に該当するものであること。

上記AからCまでにおいて、承認地域経済牽引事業の付加価値額については、実施期間の最終年度の単年度に創出される付加価値額から、承認地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を控除した付加価値額が1億円（Bについては3億円）以上であると見込まれることとする。なお、実施期間が5年に満たない場合においても、1億円（Bについては3億円）以上の付加価値額の創出見込みが必要となる。

ロ 承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率を百分率で表した値が5以上（ただし、計画承認日が令和6年9月2日より前である場合又は対象事業者が法第2条第3項に規定す

る中小企業者である場合にあっては、4以上）となることが見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が5以上（ただし、計画承認日が令和6年9月2日より前である場合又は対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者である場合にあっては、4以上）となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

ハ 承認地域経済牽引事業の投資収益率を百分率で表した値が5以上となることが見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

ニ 承認地域経済牽引事業について、
(1)イに該当すること（(1)ロに該当する場合には、告示第1項第5号の要件には該当しないものとして取り扱うこととする。）。

(6) 省 略

2 省 略

別添資料

(別添1) 地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この地域経済牽引事業先進性評価

委員会設置要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に基づき設置される地域経済牽引事業先進性評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、地域経済牽引事業が先進性を有する計画か否かについての評価を、適切に行うことを目的とする。

(構成)

第2条 評価委員会は経済産業省経済産業政策局に設置することとする。

2 評価委員会は、地域経済牽引事業が有する先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等の評価委員で構成し、主務省庁の意見を踏まえて、経済産業省が評価委員を指名することとする。

3 地域経済牽引事業の先進性を評価する際には、2名以上の評価委員が評価を行うこととする。

4 透明性、公平性の観点から、次の条件に該当する評価委員については評価から外すこととする。

一 当該事業の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者

二 当該事業の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者

三 その他の利害関係を有する者

第3条 省 略

(評価委員の責務)

第4条 評価委員は、第2条第2項において先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等として指名されたことを踏まえ、自らの専門的知識をもって独自の調査・検討を十分に行った上で、その

先進性の有無を判断することをその責務とする。

- 2 評価委員は、前項の責務を果たすに当たって、経済産業省経済産業政策局において措置している委託事業を積極的に活用することとする。

（評価委員会の開催）

第5条 評価委員会は、地域経済牽引事業の申請状況等を勘案し、開催することとする。

- 2 評価委員会は、評価委員の招集を行わず、書面による決議の方法により評価委員の意見を求めることにより、評価委員会の決議に代えることができることとする。

- 3 次条第3項に該当する場合について、評価委員会は原則として招集により評価委員の意見を求めるものとする。ただし、評価委員の招集の調整が事務局において困難であると判断する場合については、書面により評価委員の意見を求めることができるものとする。

（決議）

第6条 評価委員の半数以上が、当該事業が先進性を有すると評価した場合には、当該事業は先進性を有すると認められたこととする。

- 2 当該事業について、1名以上の評価委員が、本ガイドライン第5・1(1)イ③aからcまでに該当すると判断した場合には、前項の規定にかかわらず、当該事業は先進性が無いと認められたこととする。

- 3 前項の場合以外の場合で、当該事業について、1名以上の評価委員が先進性が無いと評価した場合は、当該事業の評価を担当した全ての評価委員において合議を行った上、最終的な先進性の有無を評

価するものとする。

- 4 各評価委員は、当該事業が先進性を有するか否かの判断の詳細について、別添2の様式に記載して提出するものとする。

- 5 各評価委員は、第3項における合議を行う際は、別添3の様式に再評価の詳細及び最終評価を記載して提出するものとする。

- 6 委員は、各々1個の議決権を有する。

第7条～第10条 省 略

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした特定事業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則42）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和7年4月1日以後に地域経済牽引事業計画について承認を受ける法人のその承認に係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備について適用し、同日前に地域経済牽引事業計画について承認を受けた法人のその承認に係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備については、従前どおりとされています（改正措令附則14）。
- (3) 上記2(3)及び(4)の改正は、令和7年4月1日以後に承認を受ける法人がその承認に係る承認地域経済牽引事業計画に記載された承認地域経済牽引事業について受ける確認について適用し、同日前に承認を受けた法人がその承認に係る承認地域経済牽引事業計画に記載された承認地域経済牽引事業について受ける確認については、従前どおりとされています（令7.3総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1附則）。

六 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日（平成28年4月20日）から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除きます。以下「特定寄附金」といいます。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の40%相当額からその特定寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その金額がその事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の10%相当額を超える場合には、その10%相当額となります。以下「税額控除限度額」といいます。）の税額控除ができるというものです（措法42の12の2①）。

（注1） 認定地方公共団体とは、地域再生計画について認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます（地再法8①）。

（注2） 認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは、その認定地方公共団体の作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいい、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって、地方公共団体（普通交付税の交付を受けないこと等の要件に該当する都道府県及び市町村等を除きます。）が法人からの寄附（その事業の実施に必要な費用に充てられるこ

とが確実であること等の要件に該当するものに限ります。）を受け、その実施状況に関する指標を設定すること等の方法により効率的かつ効果的に行うものをいいます（地再法5④二）。

（注3） 事業年度において支出した特定寄附金の額は、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限ることとされています。

税額控除限度額は、当期の調整前法人税額の5%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の2①後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の12の2①）。

2 改正の内容

（1）適用期限の延長

制度の適用期限が、令和10年3月31日まで3年延長されました（措法42の12の2①）。

（2）その他関係法令の改正

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」といいます。）に関する事項が記載された地域再生計画について、寄附活用事業の入札手続き等が適切に実施されていなかったこと等を理由とした認定取消しが行われた事案が生じたことを踏まえ、寄附活用事業における契約手続の公正性の確保及び実施状況の透明性の向上等の制度の健全な発展を図る観点から、次の見直しが行われています。

① 寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化

寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度

終了の時に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととされました（地再規14③）。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに内閣総理大臣にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書を提出しなければならないこととされています（地再規14④）。

イ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者とその寄附活用事業に関連する寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社（以下「寄附法人等」といいます。）との間に取引等の関係があるとき……その寄附金を支出した法人からその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した日

ロ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者がその寄附活用事業に係る事業の契約の相手方となったとき……その契約の締結の日

ハ 寄附活用事業に係る事業の歳出予算がその認定地方公共団体の議会において議決される前にその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合……その寄附金を受領した日

② 寄附活用事業の実施状況の透明化

イ 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、その認定地方公共団体は内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとされました。ただし、寄附金を支出した法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、その寄附金を受領した認定地方公共団体が第三者を

含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとされています（地域再生基本方針4の5）③へ）。

(イ) その寄附活用事業に係る事業の入札において応札者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合
(ロ) その寄附活用事業に係る事業に関する契約が随意契約（少額のものを除きます。）であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合

(ハ) その寄附活用事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合

(ニ) その寄附活用事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合

ロ 上記イの報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けた寄附活用事業及び寄附金を支出した法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を公表することとされました（地域再生基本方針4の5）③ト）。

ハ 認定地方公共団体は、寄附活用事業に係る事業について、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（少額のものを除きます。）により契約の相手方を選定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表することとされました（地域再生基本方針4の5）③チ）。

③ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間の創設

地域再生計画の認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、地域再生計画の認定を受けることができないこととされました。ただし、地方公共団体が自ら認定の取消しを申し出たことにより地域再生計画の認定が取り

消された場合（地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除きます。）は、この限りではありません（地域再生基本方針4の3）⑥）。

（注） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

（参考1） 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）

（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続）

第14条 省 略

2 省 略

3 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第3の2の実施状況確認結果報告書及び別記様式第3の3の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、認定地方公共団体は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める日以後、速やかに、別記様式第3の2の実施状況確認結果報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 認定地方公共団体以外の者がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の企画又は立案に関与している場合において、その者と当該事業に関連する寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する「関係会社」をいう。）との間に取引等（契約に基づく取引又は行為をいう。）の関係がある場合 当該法人から当該事業に関連する寄附を受けた日

二 認定地方公共団体以外の者がまち・

ひと・しごと創生寄附活用事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方となった場合 当該契約の締結の日

三 認定地方公共団体の議会がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る歳出予算について議決をする前に、当該認定地方公共団体が当該事業に関連する寄附を受けた場合 当該寄附を受けた日

（参考2） 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1)・2) 省 略

3) 地域再生計画の認定手続等

①～⑤ 省 略

⑥ 認定の取消し

認定地域再生計画について、法第10条第1項の規定により、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該認定地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該認定地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条第1項の規定により取消しを行う。

また、まち・ひと・しごと創生寄附

活用事業に関し、内閣総理大臣が、法第10条第1項の規定により、認定地域再生計画の認定を取り消した場合、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、当該認定地域再生計画を作成した地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する事項が記載された地域再生計画について、法第5条第15項の認定を受けることができないこととする。ただし、当該地方公共団体が、自ら認定地域再生計画の認定の取消しを申し出たことにより、その認定が取り消された場合（認定地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。）は、この限りでない。

⑦・⑧ 省 略

4) 省 略

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

①・② 省 略

③ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

イ～ホ 省 略

ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体が、イの寄附を受けた場合において、当該事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、当該認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人の名称を内閣総理大臣に報告するとともに、当該法人の名称を公表することとする。ただし、当該法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、当該認定地方公共団体が、第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないこと

ができることとする。

a. 当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」という。）が寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（以下「寄附法人等」という。）である場合

b. 当該事業に係る契約が随意契約（少額のものを除く。以下同じ。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合

c. 当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合

d. 当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合

ト ヘの報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び寄附を行った法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を公表することとする。

チ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、当該事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合にあっては、当該相手方

を公表することとする。

リ 省 略

④～⑫ 省 略

6)・7) 省 略

3 適用関係

上記2(2)の改正は、令和7年4月1日から施行されています（令7.3内閣令附則、令7.3地域再生基本方針の一部変更附則）。

七 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定経営力向上設備等の製作若しくは建設をして、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等がその指定事業の用に供したその特定経営力向上設備等については、10%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の4①②）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、中小企業投資促進税制における税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとし、税額控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされています（措法42の12の4②～④）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の12の4①～③）。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等若しくはは商店街振興組合で、青色申告書を提出するも

ののうち、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定（以下「認定」といいます。）を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業者等に該当するものをいいます（措法42の12の4①）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑩七、措令1の2③、27の4⑩七）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯

八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

(注6) 特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の規模のものをいいます（措法42の12の4①、措令27の12の4①②）。

(1) 機械及び装置……1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(2) 工具、器具及び備品……1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

(3) 建物附属設備……一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

(4) ソフトウェア……一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(注7) 一定のソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるとように組み合わせられたものをいい、システム仕様書等これに関連する書類を含みます。なお、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるもの、ISO/IEC15408非認証のサーバー用オペレーティングシステム、ISO/IEC15408非認証のサーバー用仮想化ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証のデータベース管理ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証の連携ソフトウェア及びISO/IEC15408非認証の不正アクセス防御ソフトウェアは除くこととされています。

(注8) 経営力向上設備等とは、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等をいい、中小企業等経営強化法施行規則第

16条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等で、その中小企業者等のその認定に係る同法第17条第1項に規定する経営力向上計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があったときは、その変更後のもの）に記載されたものに限ることとされています（措法42の12の4①、措規20の9①）。

（注9） 中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とは、次のいずれかの設備等（コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。）をいいます（中小企業等経営強化法施行規則16②）。なお、コインランドリー業とは、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます（中小企業等経営強化法施行規則16②）。

（1） 機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除きます。以下(4)までにおいて同じです。）、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。以下(4)までにおいて同じです。）、工具（測定工具及び検査工具に限ります。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除き、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除きます。以下(4)までにおいて同じです。）並びにソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限ります。）で、次の①及び②のいずれの要件（ソ

フトウェア及び旧モデルがないものについては、次の①の要件に限ります。）にも該当する設備

① 一定の期間内に販売されたモデルであること。

② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること。

(2) 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限りま

す。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
(3) 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の①から③までのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限りま

す。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律の認定を受けた農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含みます。）が取得、製作又は建設をする設備であって農業の用に供するもの及び同法の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者が取得、製作又は建設をする設備であって農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供するものを除きます。）
① 情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。

② 現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。

③ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

(4) 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（一定の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限ります。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（その事業者が行う事業承継等事前調査に関する事項の記載がある経営力向上計画に記載された設備であって、その経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするものに限ります。）

(注10) 指定事業とは、中小企業投資促進税制（措法42の6①）の指定事業をいいます（措法42の12の4①）。

2 改正の内容

(1) 適用対象法人の見直し

対象となる中小企業者の範囲が、租税特別措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者（改正前：同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者）とされました（措法42の12の4①）。

具体的には、対象となる中小企業者から除かれる発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人（上記1（注2）(1)）及びその発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人（上記1（注2）(2)）から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一定の承認会社が

発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を超える数又は金額の株式又は出資を有する農地所有適格法人を除くこととされました（措法42の6①、42の12の4①、措令27の6①）。改正の詳細については、前述「三 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）」の「2 改正の内容」の(1)をご参照ください。

(2) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定を受けた場合の手のワンストップ化

令和7年6月18日に公布された食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）第1条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」といいます。）において、新たに計画認定制度が創設され、食品等事業者は、食品等持続的供給法の安定取引関係確立事業活動計画等につき農林水産大臣の認定を受けることができることとされました。

安定取引関係確立事業活動計画等には、それぞれの計画に中小企業等経営強化法第2条第10項に規定する経営力向上に関する事項として同法第17条第2項各号及び第4項第2号に掲げる事項（以下「経営力向上に関する事項」といいます。）を記載することができることとされており、この経営力向上に関する事項の記載のある安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等持続的供給法の認定を受ける場合には、中小企業等経営強化法の認定要件を満たす必要があることとされています。また、その安定取引関係確立事業活動計画等（経営力向上に関する事項が記載されているものに限ります。以下同じです。）につき食品等持続的供給法の認定を受けた場合については、「中小企業等経営強化法

の特例」が設けられており、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定があったものとみなして同法の規定を適用することとされています。すなわち、この「中小企業等経営強化法の特例」の適用がある場合においては、同法の経営力向上計画につき同法の認定を受けた場合と同様の効果・結果となるように措置されているものと考えられます。

これを踏まえ、手続のワンストップ化の観点から、上記の「中小企業等経営強化法の特例」の適用がある場合において、その安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等持続的供給法の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる法人とし、生産等設備を構成する減価償却資産でその認定に係る安定取引関係確立事業活動計画等（食品等持続的供給法第7条第1項の規定又は食品等持続的供給法第8条第7項、第9条第8項若しくは第10条第7項において準用する食品等持続的供給法第7条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された資産を本制度の対象となる資産とすることとされました（措法42の12の4①）。これにより、中小企業等経営強化法の経営力向上計画につき同法の認定を受けていない場合であっても、他の適用要件を満たす限り、本制度の適用を受けられることになります。

（注1） 上記の「安定取引関係確立事業活動計画等」とは、食品等持続的供給法第13条各号に掲げる計画をいいます。具体的には、次に掲げる計画でその計画に経営力向上に関する事項の記載があるものをいい、次の計画ごとにそれぞれ次の食品等持続的供給法の規定により農林水産大臣の認定を受けることができることとされています。

- イ 食品等持続的供給法第6条第1項に規定する安定取引関係確立事業活動計画……同項
- ロ 食品等持続的供給法第8条第1項に規定する流通合理化事業活動計画……同項
- ハ 食品等持続的供給法第9条第1項に規

定する環境負荷低減事業活動計画……同項

- ニ 食品等持続的供給法第10条第1項に規定する消費者選択支援事業活動計画……同項

（注2） 安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等持続的供給法の認定を受けた法人が取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備並びにソフトウェアにつき本制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付しなければならない書類は、今後、省令によって定められる予定です。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

（3）対象資産の追加

① 対象資産に、次のイからニまでの減価償却資産で、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等（建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定のものに限ります。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」といいます。）のうちその中小企業者等の特定認定に係る特定経営力向上計画に記載されたものが追加されました（措法42の12の4①）。なお、対象資産は、次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の規模のものとされています（措法42の12の4①、措令27の12の4②二）。

- イ 機械及び装置……1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ロ 工具、器具及び備品……1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ハ 建物及びその附属設備……一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの
- ニ 一定のソフトウェア……一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(注) 一定のソフトウェアとは、上記 1（注 7）の一定のソフトウェアをいいます。

(注 1) 経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定のものとは、中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項に規定する経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等をいい（措法 42 の 12 の 4 ①、措規 20 の 9 ②）、具体的には、機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除きます。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。）、建物及びその附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除き、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除きます。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等をいいます（中小企業等経営強化法施行規則 16 ②③）。

なお、この設備等は、建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するものに限るものとし、その管理のおおむね全部を他の者に委託するコインランドリー業（主要な事業であるものを除きます。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除くこととされています（中小企業等経営強化法施行規則 16 ③）。したがって、これらの用に供する設備等が仮に事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等として特定経営力向上計画に記載されていたとしても、対象資産には該当しません。

(注 2) 上記（注 1）の事業者が策定した投資

計画は、次の算式により算定したその投資計画における実施期間内の各年の平均投資利益率が 7 % 以上となることが見込まれるものであること及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限ることとされています（中小企業等経営強化法施行規則 16 ③）。

《算式》

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額

設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

(注 3) 上記（注 2）の経済産業大臣の確認（以下「計画確認」といいます。）を受けて上記（注 1）の設備等を導入して経営の向上を図るものとして中小企業等経営強化法の経営力向上計画につき同法の認定を受けた事業者については、上記（注 1）の投資計画の進捗状況を経済産業大臣に報告しなければならないこととされています（中小企業等経営強化法施行規則 16 ④）。

(注 4) 上記（注 2）の経済産業大臣が定める要件は、次のイからチまでの要件のいずれにも該当することとされています（令 7.5 経産告 85 ①）。なお、その策定した投資計画につき計画確認を受けようとする事業者が、その計画確認の申請前にその事業者が策定した他の投資計画について計画確認を受けたものであり、かつ、その他の投資計画の実施期間内の各事業年度の売上高の目標を 3 年連続で達成することができなかったものである場合には、その申請に係る投資計画は次のイからチまでの要件に該当しないものとみなすこ

ととされています（令7.5経産告85③）。

イ 申請投資計画に係る中小企業等経営強化法の経営力向上計画（以下「経営力向上計画」といいます。）につき同法の認定（以下「計画認定」といいます。）の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）の売上高（事業年度の期間が1年未満である場合には、1年当たりの金額に換算した金額とされています。以下同じです。）が10億円を超え90億円未満である事業者が策定した投資計画であること。

（注） 申請投資計画とは、計画確認を受けようとする投資計画をいいます。

ロ 申請投資計画の実施期間が3年以上10年以下であること。

ハ 申請投資計画に記載した経営規模に関する目標について、次のいずれにも該当すること。

（イ） その申請投資計画の実施期間内において、一の事業年度の売上高が100億円を超えることを目指していること（吸収合併、新設合併、吸収分割及び事業又は資産の譲受けにより一の事業年度の売上高が100億円を超える場合を除きます。）。

（ロ） その申請投資計画の実施期間内における年平均の売上高成長率が100分の10以上となることを目指していること。

（注） 売上高成長率とは、その申請投資計画の実施期間の最終の事業年度の売上高の基準事業年度の売上高に対する割合を当該実施期間の年数で乗根して得た割合から1を減じた値をいいます。

ニ 申請投資計画に売上高の増加のための取組及び設備投資の時期を示してい

ること。

ホ 経営に関する基盤が次のいずれにも該当する事業者の策定した投資計画であること。

（イ） 事業基盤について、次のいずれにも該当すること。

A 申請投資計画に係る事業の方針及びその事業に係る市場の選択に関する事項について、次の要件のいずれにも該当すること。

（A） その事業に係る顧客及び市場を明確に設定していること。

（B） 事業者が参入又は開拓をすることが可能な市場の規模が、その事業者の1事業年度の売上高を100億円超に増加させるために十分な規模であること。

（C） その事業に係る顧客が購入の意思決定を行う上で重視する事項を把握していること。

（D） その事業の内容が、その事業に係る顧客が意思決定を行う上で重視する事項に合致するものであること。

B 基準事業年度の直前の事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上高に対する割合及び基準事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上高に対する割合が正の値であること。

C 基準事業年度の損益計算書上の営業利益が正の値であること。

（ロ） 財務基盤について、次のいずれかに該当すること。

A 基準事業年度の貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得

た値が100分の30以上であること。

（注） 負債は、株主からの借入金並びに株主以外からの元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借に係る長期借入金及び元本の償還について分割払の定めがなく、かつ、利息の支払期限を元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがある金銭の消費貸借に係る短期借入金に限ることとされています。

B 基準事業年度の貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から当該貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、基準事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費の額を加えた額で除して得た値が10以内であること。

（ハ） 組織基盤について、次のいずれにも該当すること。

A 債権及び債務に関する管理が適切に行われていること。

B 在庫管理が適切に行われていること。

C 予算及び資金計画について適切に管理することができる体制が構築されていること。

D 数値管理に対応するシステムや体制等が備わっていること。

E 売上目標の設定が適切に行われていること。

F 部門別による管理体制が構築されていること。

ヘ 次の要件の全てを満たす設備投資を行うものであること。

（イ） 導入予定の設備が売上高の増加に貢献するものであること。

（ロ） 申請投資計画に係る経営力向上計画につき計画確認を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円又は基準事業年度の売上高の100分の5に相当する額のいずれか多い金額以上であること。

（ハ） 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

ト 申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額を増加させることが明確に示されていること。

（注） 雇用者給与等支給額とは、租税特別措置法第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額をいいます。

チ 申請投資計画に記載されたヘ（ハ）の建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の給与増加割合の目標が数値により定められており、かつ、その数値が100分の2.5以上であること。

（注） 給与増加割合とは、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の雇用者給与等支給額からその事業の用に供する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」といいます。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合をいいます。

（注5） 申請投資計画に記載された上記（注4）

ヘ（ハ）の建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度において本制度の適用を受けようとする場合には、次の要件のいずれかに該当することをその事業年度の上記（注3）による報告に係る報告書に記載しなければならないこととされています（令7.5経産告85②）。

イ その申請投資計画において定めた建物及びその附属設備を事業の用に供す

る事業年度の給与増加割合の目標とする数値が、100分の2.5以上であり、かつ、100分の5未満である場合において、その事業年度の給与増加割合がその定めた数値以上であること（ロの要件に該当する場合を除きます。）。

ロ 建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の給与増加割合がその申請投資計画において定めたその事業年度の給与増加割合の目標とする数値以上であり、かつ、その事業年度の雇用者給与等支給額が著しく増加した場合（その事業年度の給与増加割合が100分の5以上である場合に限ります。）に該当すること。

（注6） 特定認定とは、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定をいい、安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等持続的供給法の認定を受けた場合におけるその認定を含むこととされています（措法42の12の4①）。

（注7） 特定経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法第17条第1項の経営力向上計画（変更の認定があった場合には、その変更後のもの）をいい、安定取引関係確立事業活動計画等（食品等持続的供給法第7条第1項の規定又は食品等持続的供給法第8条第7項、第9条第8項若しくは第10条第7項において準用する食品等持続的供給法第7条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）を含むこととされています（措法42の12の4①）。

なお、中小企業者等が上記ハの建物及びその附属設備を事業の用に供した場合において、その事業の用に供した事業年度がその建物及びその附属設備に係る計画確認を受けた投資計画（以下「確認投資計画」といいます。）に記載された従業員の給与の支給額の増加に関する目標（以下「給与支給額増加目標」と

いいます。）を達成した事業年度に該当しないときは、その事業の用に供した建物及びその附属設備は、上記の「経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定のもの」には該当しないこととされています（措規20の9③）。すなわち、建物及びその附属設備を事業の用に供した事業年度において、確認投資計画に記載した給与支給額増加目標を達成できなかったときは、その事業の用に供した建物及びその附属設備については、特別償却又は法人税額の特別控除の規定の適用を受けることができません。

（注8） 上記の給与支給額増加目標を達成した事業年度は、その給与支給額増加目標を達成したことにつき、中小企業等経営強化法施行規則第16条第4項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類で確認投資計画に記載された給与支給額増加目標及びその給与支給額増加目標を達成したことが確認できるものを確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度に限ることとされています（措規20の9③⑤二ロ）。すなわち、上記（注5）により記載することとされている上記（注5）イ又はロの要件のいずれかに該当することを記載した上記（注3）による報告に係る報告書（その写しを含みます。）をその適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に添付することにより、その事業年度が給与支給額増加目標を達成した事業年度であることを証明する必要があります。

（注9） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

（注10） 関係法令については、下記の（参考2）

及び（参考 3）をご参照ください。

② 特定機械装置等の特別償却限度額及び税額控除限度額は、次のとおりとされています。

イ 特別償却限度額……次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の金額とされています（措法42の12の4①二）。

(イ) 機械及び装置、工具、器具及び備品並びに特定ソフトウェア……基準取得価額から普通償却限度額に相当する金額を控除した金額（即時償却）（措法42の12の4①二イ）

(注) 基準取得価額とは、その減価償却資産の取得価額をいい、一の生産等設備を構成する上記①の減価償却資産の取得価額の合計額が60億円を超える場合には、60億円にその減価償却資産の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされています（措法42の12の4①二イ）。

(ロ) 建物及びその附属設備……基準取得価額の15%（特定建物等については、基準取得価額の25%）相当額（措法42の12の4①二ロ）

(注) 特定建物等とは、その中小企業者等のその特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法第2条第10項に規定する経営力向上が確実に行われるために必要なものとして確認投資計画に記載された給与支給額増加目標を達成するために必要不可欠な建物及びその附属設備をいい（措法42の12の4①二ロ、措規20の9④）、具体的には、中小企業者等の給与支給額増加目標を達成し、かつ、給与の支給額が著しく増加した事業年度であることにつき、中小企業等経営強化法施行規則第16条第4項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類で確認投資計画に記載された給与支給額増加目標、その給与支給額

増加目標が達成されたこと及び給与の支給額が著しく増加したことを確認できるものを確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度において事業の用に供された建物及びその附属設備とされています（措規20の9④⑤二ロ）。すなわち、上記①（注5）により記載することとされている上記①（注5）ロの要件に該当することを記載した上記①（注3）による報告に係る報告書（その写しを含みます。）をその適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に添付することにより、給与支給額増加目標を達成したことが証明された事業年度においてその事業の用に供された建物及びその附属設備が、特定建物等に該当することとなります。

ロ 税額控除限度額……次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の金額とされています（措法42の12の4②）。

(イ) 上記イ(イ)の減価償却資産……基準取得価額の7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等がその指定事業の用に供したものについては、10%）相当額（措法42の12の4②一）

(ロ) 上記イ(ロ)の減価償却資産……基準取得価額の1%（特定建物等については、2%）相当額（措法42の12の4②二）

(4) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法42の12の4①）。

(5) その他関係法令の改正

中小企業等経営強化法施行規則が改正され、対象資産である中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等について、次の見直しが行われています。

- ① 対象となる設備等から、暗号資産マイニング業の用に供する設備等が除外されました（中小企業等経営強化法施行規則16②）。

（注） これまで、暗号資産マイニング業用の設備等については、主要な事業以外の事業の用に供するもの又はその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが、対象資産から除かれていましたが、改正により、暗号資産マイニング業の用に供するものについては、主要な事業の用に供するもの及びその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外のものも対象資産に該当しないこととされました。

- ② 生産性向上設備（上記 1（注 9）(1)の設備）の要件のうち経営力の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 % 以上向上しているものであることとの要件（上記 1（注 9）(1)②の要件）について、単位時間当たりの生産量、歩留まり率又は投入コストの指標が年平均 1 % 以上向上しているものであることとされました（中小企業等経営強化法施行規則16②一）。
- ③ 収益力強化設備（上記 1（注 9）(2)の設備）の要件のうち事業者が策定した投資計画における年平均の投資利益率の要件について、事業者が策定した投資計画における年平均の投資利益率が 7 %（改正前： 5 %）以上となることが見込まれるものであることとされました（中小企業等経営強化法施行規則16②二）。
- ④ デジタル化設備（上記 1（注 9）(3)の設備）が対象となる設備等から除外されました（旧中小企業等経営強化法施行規則16②三）。

（注） 関係法令については、下記の（参考 2）をご参照ください。

（参考 1） 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正す

る法律（令和 7 年法律第 69 号）第 1 条の規定による改正後）

第 2 節 安定取引関係確立事業活動計画等

（安定取引関係確立事業活動計画の認定）

第 6 条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、安定取引関係確立事業活動の実施に関する計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 安定取引関係確立事業活動の目標
- 二 安定取引関係確立事業活動の内容及び実施時期
- 三 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 省 略

4 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 第 2 項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 10 項に規定する経営力向上（以下「経営力向上」という。）同法第 17 条第 2 項各号及び第 4 項第 2 号に掲げる

事項

ロ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の保有する技術の研究開発に係る設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第2項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）及び土地のうち安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「安定取引関係確立設備等」という。）の利用 当該安定取引関係確立設備等の種類その他の当該安定取引関係確立設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第17項に規定する事業再編（以下「事業再編」という。） 同法第23条第3項各号に掲げる事項及び同条第4項に規定する措置に関する事項

二 省 略

5 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該安定取引関係確立事業活動計画に係る安定取引関係確立事業活動（第3項に規定する措置を含む。次条第2項及び第19条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業者の農林漁業経営の健全な発展に資すること等により、

農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第1号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第17条第6項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第1号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第23条第5項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

6・7 省 略

8 農林水産大臣は、第1項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第4項第1号イに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、中小企業等経営強化法第73条第4項に規定する大臣（同法第75条第1項の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第17条第6項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

9・10 省 略

（安定取引関係確立事業活動計画の変更等）

第7条 安定取引関係確立事業活動計画につき前条第1項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定安定取引関係確立事業者」という。）は、当該認定に係る安定取引関係確立事業活動計画を変

更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2・3 省 略

（流通合理化事業活動計画の認定等）

第8条 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、流通合理化事業活動の実施に関する計画（以下「流通合理化事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通合理化事業活動の目標

二 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

三 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 省 略

4 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第2項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第17条第2項各号及び第4項第2号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち流通合理化事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとし

て農林水産省令で定めるもの（以下「流通合理化設備等」という。）

の利用 当該流通合理化設備等の種類その他の当該流通合理化設備等の利用の内容に関する事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法第23条第3項各号に掲げる事項及び同条第4項に規定する措置に関する事項

二 省 略

5 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該流通合理化事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該流通合理化事業活動計画に係る流通合理化事業活動（第3項に規定する措置を含む。第7項において読み替えて準用する前条第2項及び第19条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該流通合理化事業活動の実施が食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該流通合理化事業活動計画に前項第1号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第17条第6項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該流通合理化事業活動計画に前項第1号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第23条第5項の規定により

同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

- 6 第6条第6項から第10項までの規定は、第1項の認定について準用する。この場合において、同条第6項及び第8項から第10項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「流通合理化事業活動計画」と、同条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第8条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第8条第4項第1号ハ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第8条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。
- 7 前条の規定は、流通合理化事業活動計画につき第1項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定流通合理化事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第3項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第20条において同じ。」とあるのは「次条第3項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第3項中「前条第5項から第9項まで」とあるのは「前条第6項から第9項まで及び次条第5項」と、「同条第10項」とあるのは「前条第10項」と、同項において準用する第6条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第8条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第8条第4項第1号ハ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第8条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。（環境負荷低減事業活動計画の認定等）

第9条 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の

実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 環境負荷低減事業活動の目標
- 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期
- 三 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 省 略

- 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 第2項各号に掲げる事項として、次のイからニまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第17条第2項各号及び第4項第2号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法第21条の20第2項第2号に規定するエネルギー

利用環境負荷低減事業適応 同法
第21条の22第3項各号に掲げる事
項

二 事業再編 産業競争力強化法第
23条第3項各号に掲げる事項及び
同条第4項に規定する措置に関す
る事項

二 省 略

5 農林水産大臣は、第1項の認定の申
請があった場合において、当該環境負
荷低減事業活動計画が次の各号のいず
れにも適合するものであると認めると
きは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであ
ること。

二 当該環境負荷低減事業活動計画に
係る環境負荷低減事業活動（第3項
に規定する措置を含む。第8項にお
いて読み替えて準用する第7条第2
項及び第19条において同じ。）が确实
に実施されると見込まれるものであ
ること。

三 当該環境負荷低減事業活動が、食
品等の製造、加工、流通又は販売に
関する技術水準並びに当該食品等事
業者の事業の性質及び規模に照らし
て適切な食品等の製造、加工、流通
又は販売の方法を用いて実施される
こと等により、環境への負荷の低減
又は資源の有効利用に資することを
通じて、農林漁業及び食品産業の成
長発展並びに一般消費者の利益の増
進に寄与するものであること。

四 当該環境負荷低減事業活動計画に
前項第1号イに定める事項が記載さ
れているときは、その内容が中小企
業等経営強化法第17条第6項の規定
により同条第1項の認定をすること
ができる場合に該当すること。

五 当該環境負荷低減事業活動計画に

前項第1号ハに定める事項が記載さ
れているときは、その内容が産業競
争力強化法第21条の22第4項の規定
により同条第1項の認定をすること
ができる場合に該当すること。

六 当該環境負荷低減事業活動計画に
前項第1号ニに定める事項が記載さ
れているときは、その内容が産業競
争力強化法第23条第5項の規定によ
り同条第1項の認定をすることがで
きる場合に該当すること。

6 農林水産大臣は、第1項の認定をし
ようとする場合において、当該環境負
荷低減事業活動計画に第4項第1号ハ
に定める事項（農林水産大臣の所管す
る事業以外の事業に係るものに限る。）
が記載されているときは、当該事項に
ついて、産業競争力強化法第147条第1
項第7号に定める大臣（同法第148条の
規定により当該大臣の権限を委任す
ることとされた地方支分部局の長を含
む。）に協議し、その同意を得なければ
ならない。この場合において、当該大
臣は、当該事項が同法第21条の22第4
項の規定により同条第1項の認定をす
ることができる場合に該当すると認め
るときは、その同意をするものとする。

7 第6条第6項から第10項までの規定
は、第1項の認定について準用する。
この場合において、同条第6項及び第
8項から第10項までの規定中「安定取
引関係確立事業活動計画」とあるのは
「環境負荷低減事業活動計画」と、同条
第8項中「第4項第1号イ」とあるの
は「第9条第4項第1号イ」と、同条
第9項中「第4項第1号ハ」とあるの
は「第9条第4項第1号ニ」と、同条
第10項中「第4項第1号ロ」とあるの
は「第9条第4項第1号ロ」と読み替
えるものとする。

8 第7条の規定は、環境負荷低減事業活動計画につき第1項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第3項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第20条において同じ。」とあるのは「第9条第3項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第3項中「前条第5項から第9項まで」とあるのは「前条第6項から第9項まで並びに第9条第5項及び第6項」と、「同条第10項」とあるのは「前条第10項」と、同項において準用する第6条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第9条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第9条第4項第1号ニ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第9条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。

（消費者選択支援事業活動計画の認定等）

第10条 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、消費者選択支援事業活動の実施に関する計画（以下「消費者選択支援事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 消費者選択支援事業活動の目標
- 二 消費者選択支援事業活動の内容及び実施時期
- 三 消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 消費者選択支援事業活動の実施が

農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 省 略

4 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第2項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第17条第2項各号及び第4項第2号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法第23条第3項各号に掲げる事項及び同条第4項に規定する措置に関する事項

二 省 略

5 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第3項に規定する措置を含む。第7項において読み替えて準用する第7条

第2項及び第19条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第1号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第17条第6項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第1号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第23条第5項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

6 第6条第6項から第10項までの規定は、第1項の認定について準用する。この場合において、同条第6項及び第8項から第10項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「消費者選択支援事業活動計画」と、同条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第10条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第10条第4項第1号ハ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第10条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。

7 第7条の規定は、消費者選択支援事

業活動計画につき第1項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定消費者選択支援事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第3項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第20条において同じ。」とあるのは「第10条第3項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第3項中「前条第5項から第9項まで」とあるのは「前条第6項から第9項まで及び第10条第5項」と、「同条第10項」とあるのは「前条第10項」と、同項において準用する第6条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第10条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第10条第4項第1号ハ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第10条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。

第1款 中小企業等経営強化法の特例

第13条 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者（中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する特定事業者等に該当するものに限る。）が次の各号に掲げる計画につきそれぞれ当該各号に定める認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する同法第17条第1項の認定（同法第18条第1項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなして、同法第18条第2項、第19条、第23条、第29条、第70条第3項及び第7項、第71条第2項、第73条第4項、第75条第1項並びに第76条の規定を適用する。

一 安定取引関係確立事業活動計画（第6条第4項第1号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第1項の認定（第7条第1項の規定

による変更の認定を含む。以下同じ。）

二 流通合理化事業活動計画（第8条第4項第1号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第1項の認定（同条第7項において準用する第7条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

三 環境負荷低減事業活動計画（第9条第4項第1号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第1項の認定（同条第8項において準用する第7条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

四 消費者選択支援事業活動計画（第10条第4項第1号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第1項の認定（同条第7項において準用する第7条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

（参考2） 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）
（経営力向上設備等の要件等）

第16条 省 略

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当する設備等（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業（主要な事業であるものを除く。次項において「コインランドリー業」という。）の用に供するもの（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものに限る。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除く。）とする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結

果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コストの指標が年平均1パーセント以上向上しているものであること。

指定設備		販売が開始された時期に係る要件
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置	全ての指定設備（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるもの	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の10年前の日の属する年度（その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。以下この表に

	を除く。)	において同じ。) 開始の日以後 の日であるこ と。
器具及 び備品	全ての指定 設備（医療 機器にあっ ては、医療 保健業を行 う事業者が 取得又は製 作をするも のを除く。)	当該設備の属 する型式区分 に係る販売開 始日が、事業 者が当該設備 を導入した日 の6年前の日 の属する年度 開始の日以後 の日であるこ と。
工 具	測定工具及 び検査工具 （電気又は 電子を利用 するものを 含む。)	当該設備の属 する型式区分 に係る販売開 始日が、事業 者が当該設備 を導入した日 の5年前の日 の属する年度 開始の日以後 の日であるこ と。
建物附 属設備	全ての指定 設備（医療 保健業を行 う事業者が 取得又は建 設をするも のを除くも のとし、発 電の用に供 する設備に あっては主 として電気 の販売を行 うために取 得又は建設 をするもの として経済 産業大臣が 定めるもの を除く。)	当該設備の属 する型式区分 に係る販売開 始日が、事業 者が当該設備 を導入した日 の14年前の日 の属する年度 開始の日以後 の日であるこ と。
ソフト ウェア	設備の稼働 状況等に係 る情報収集 機能及び分 析・指示機 能を有する	当該設備の属 する型式区分 に係る販売開 始日が、事業 者が当該設備 を導入した日

	もの	の5年前の日 の属する年度 開始の日以後 の日であるこ と。
--	----	--

二 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。次項において同じ。）、工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。同項において同じ。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が7パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

三 省 略

3 第1項の設備等のうち、経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等は、機械及び装置、工具、器具

及び備品、建物及びその附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が7パーセント以上となることが見込まれるものであること及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等（建物の新設又は増設をする場合における当該建物を含む生産等設備を構成するものに限るものとし、コインランドリー業の用に供するもの（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものに限る。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除く。）とする。

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

- 4 前項の経済産業大臣の確認を受けて同項に規定する設備等を導入して経営の向上を図るものとして経営力向上計画の認定を受けた事業者については、同項の投資計画の進捗状況を経済産業大臣に報告しなければならない。

（参考3） 中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の規定に基づく経営の規模の

拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示（令和7年5月経済産業省告示第85号）

- 1 中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 申請投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の経済産業大臣の確認（以下「計画確認」という。）を受けようとする投資計画をいう。以下同じ。）に係る中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第1項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）につき同項の認定（以下「計画認定」という。）の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の売上高（事業年度の期間が1年未満である場合には、1年当たりの金額に換算した金額。以下同じ。）が10億円を超え90億円未満である事業者が策定した投資計画であること。

二 申請投資計画の実施期間が3年以上10年以下であること。

三 申請投資計画に記載した経営規模に関する目標について、次のいずれにも該当すること。

イ 当該申請投資計画の実施期間内において、1事業年度の売上高が100億円を超えることを目指していること（吸収合併、新設合併、吸収分割及び事業又は資産の譲受けにより1事業年度の売上高が100億円を超える場合を除く。）。)

ロ 当該申請投資計画の実施期間内における年平均の売上高成長率（当該実施期間の最終の事業年度の売

上高の基準事業年度の売上高に対する割合を当該実施期間の年数で乗根して得た割合から1を減じた値をいう。）が100分の10以上となることを目指していること。

四 申請投資計画に売上高の増加のための取組及び設備投資の時期を示していること。

五 経営に関する基盤が次のいずれにも該当する事業者の策定した投資計画であること。

イ 事業基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1) 申請投資計画に係る事業の方針及び当該事業に係る市場の選択に関する事項について、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(i) 当該事業に係る顧客及び市場を明確に設定していること。

(ii) 事業者が参入又は開拓をすることが可能な当該市場の規模が、当該事業者の1事業年度の売上高を100億円超に増加させるために十分な規模であること。

(iii) 当該事業に係る顧客が購入の意思決定を行う上で重視する事項を把握していること。

(iv) 当該事業の内容が、当該事業に係る顧客が意思決定を行う上で重視する事項に合致するものであること。

(2) 基準事業年度の直前の事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上高に対する割合及び基準事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上

高に対する割合が正の値であること。

(3) 基準事業年度の損益計算書上の営業利益が正の値であること。

ロ 財務基盤について、次のいずれかに該当すること。

(1) 基準事業年度の貸借対照表上の純資産の額及び負債（株主からの借入金並びに株主以外からの長期借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借に係るものに限る。）及び短期借入金（元本の償還について分割払の定めがなく、かつ、利息の支払期限を元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがある金銭の消費貸借に係るものに限る。）に限る。）の額の合計額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値が100分の30以上であること。

(2) 基準事業年度の貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から当該貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、基準事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費の額を加えた額で除して得た値が10以内であること。

ハ 組織基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1) 債権及び債務に関する管理が適切に行われていること。

(2) 在庫管理が適切に行われていること。

(3) 予算及び資金計画について適切に管理することができる体制が構築されていること。

(4) 数値管理に対応するシステム

や体制等が備わっていること。

(5) 売上目標の設定が適切に行われていること。

(6) 部門別による管理体制が構築されていること。

六 次に掲げる要件の全てを満たす設備投資を行うものであること。

イ 導入予定の設備が売上高の増加に貢献するものであること。

ロ 申請投資計画に係る経営力向上計画につき計画認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円又は基準事業年度の売上高の100分の5に相当する額のいずれか多い金額以上であること。

ハ 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

七 申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。

八 申請投資計画に記載された第6号ハの建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（以下「供用事業年度」という。）の給与増加割合（当該供用事業年度の雇用者給与等支給額から当該供用事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合をいう。以下同じ。）の目標が数値により定められており、かつ、その数値が100分の2.5以上であること。

2 申請投資計画に記載された前項第6号ハの建物及びその附属設備につき供用事業年度において租税特別措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる要件のいずれかに該当することを当該供用事業年度の中小企業等経営強化法施行規則第16条第4項の規定による報告に係る報告書に記載しなければならない。

一 当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値が、100分の2.5以上であり、かつ、100分の5未満である場合において、当該供用事業年度の給与増加割合がその定めた数値以上であること（次号に掲げる要件に該当する場合を除く。）。

二 当該供用事業年度の給与増加割合が当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値以上であり、かつ、当該供用事業年度の雇用者給与等支給額が著しく増加した場合（当該供用事業年度の給与増加割合が100分の5以上である場合に限る。）に該当すること。

3 申請事業者（その策定した投資計画につき計画確認を受けようとする事業者をいう。）が、当該計画確認の申請前に当該申請事業者が策定した他の投資計画（以下「過去計画」という。）について計画確認を受けたものであり、かつ、当該過去計画の実施期間内の各事業年度の売上高の目標を3年連続で達成することができなかったものである場合には、当該申請に係る投資計画は第1項各号の要件に該当しないものとみなす。

3 適用関係

- (1) 上記 2(1)及び(3)の改正は、中小企業者等が令和 7 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用し、中小企業者等が同日前に取得又は製作若しくは建設をした特定経営力向上設備等については、従前どおりとされています（改正法附則 43①）。
- (2) 上記 2(2)の改正は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとされています（改正法附則 1 十三）。

（注） 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日は、同法の公布の日（令和 7 年 6 月 18 日）から起算して 6 月を超えない範

囲内において政令で定める日とされており（同法附則 1）、その政令は、今後定められます。

- (3) 上記 2(5)の改正は、中小企業等経営強化法第 2 条第 6 項に規定する特定事業者等が令和 7 年 4 月 1 日以後に受ける認定（変更の認定を含みます。以下同じです。）のうち同日以後に申請がされるものに係る同法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画に記載された経営力向上設備等について適用し、同法第 2 条第 6 項に規定する特定事業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る同法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画に記載された経営力向上設備等については、従前どおりとされています（改正中小企業等経営強化法施行規則附則 2）。

八 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5 G 導入促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定導入事業者であるものが、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日（令和 2 年 8 月 31 日）から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の製作若しくは建設をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の 30% 相当額の特別償却と 15%（次の認定特定高度情報通信技術活用設備については、それぞれ次の割合）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法 42 の 12 の 6 ①②）。

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備…… 9 %
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備…… 9 %（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、5 %）
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備…… 3 %

なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の 20% 相当額を上限とすることとされています（措法 42 の 12 の 6 ②後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 12 の 6 ①②）。

2 改正の内容

適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧措法42の12の6、旧措令27の12の6、旧措規20の10の2）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和7年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした認定特定高度情報通信技術活用設備については、従前どおりとされています（改正法附則44）。

九 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（改正後：生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までによって構成されています。

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

① 事業適応設備に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「令和3年産競法等改正法」といいます。）の施行の日（令和3年8月2日）から令和7年3月31日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。以下同じです。）を支出する場合において、その新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除きます。以下「情報技術事業適応設備」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は情報技術事業適応設備の製作をして、その

法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その情報技術事業適応設備の取得価額（下記②の措置の対象となる資産と合計して300億円が上限とされています。）の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものの用に供する資産については、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の7①④）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、下記②の措置及び下記(2)の制度の税額控除並びに下記(3)①の措置と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7④後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7①④）。

② 事業適応繰延資産に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、令和3年産競法等改正法の施行の日（令和3年8月2日）から令和7年3月31日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した費用

に係る繰延資産の額（上記①の措置の対象となる資産と合計して300億円が上限とされています。）の30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の7②⑤）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、上記①の措置及び下記(2)の制度の税額控除並びに下記(3)①の措置と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7⑤後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7②⑤）。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

この制度は、青色申告書を提出する法人で令和3年産競法等改正法の施行の日（令和3年8月2日）から令和8年3月31日までの間にされた産業競争力強化法第21条の22第1項の認定（以下「認定」といいます。）に係る同法第21条の23第1項に規定する認定事業適応事業者（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備を導入する旨の記載があるものに限ります。）であるものが、その認定の日から同日以後3年を経過する日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその計画に記載された生産工程効率化等設備の製作若しくは建設をして、その法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その生産工程効率化等設備の取得価額（500億円

が上限とされています。）の50%相当額の特別償却とその取得価額に次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じて計算した金額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の7③⑥）。

① 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

イ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する生産工程効率化等設備……14%

ロ 上記イ以外の生産工程効率化等設備……10%

② 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

イ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する生産工程効率化等設備……10%

ロ 上記イ以外の生産工程効率化等設備……5%

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、上記(1)の制度の税額控除及び下記(3)①の措置と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7⑥後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の12の7③⑥）。

（注1） 認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画とは、産業競争力強化法第21条の23第2項に規定する認定事業適応計画のうち同法第21条の20第2項第2号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます（措法42の12の7③）。

（注2） 生産工程効率化等設備とは、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備をいいます（措法42の12の7③）。

（注3） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑯）。

① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

（イ） 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

（ロ） 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

（ハ） 受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記イの

法人を除きます。）

② 上記①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

③ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①及び②の法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注4） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

（注5） 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

（3） 戦略分野国内生産促進税制

① 半導体に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正す

る法律（令和6年法律第45号。以下「令和6年産競法等改正法」といいます。）の施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間にされた認定に係る産業競争力強化法第21条の35第2項に規定する認定事業適応事業者（以下「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」といいます。）であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品のうち半導体の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「半導体生産用資産」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は半導体生産用資産の製作若しくは建設をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（以下「対象期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、その半導体生産用資産により生産された半導体のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその半導体生産用資産及びこれとともにその半導体の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その半導体生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除きます。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができるというものです（措法42の12の7⑦）。

なお、控除を受ける金額は、上記(1)及び(2)の制度の税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされています（措法42の12の7⑦～⑨）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7⑦⑧）。

② 特定産業競争力基盤強化商品に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で令和6年産競法等改正法の施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間にされた認定に係る認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除きます。以下「特定産業競争力基盤強化商品」といいます。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「特定商品生産用資産」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定商品生産用資産の製作若しくは建設をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（以下「対象期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、その特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその特定商品生産用資産及びこれとともにその特定産業競争力基盤強化商品の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その特定商品生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除きます。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができるというものです（措法42の12の7⑩）。

なお、控除を受ける金額は、上記(1)及び(2)の制度の税額控除並びに上記①の措置と合計して当期の調整前法人税額の40%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることとされています（措法42の12の7⑩～⑫）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を

含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7⑩⑪）。

2 改正の内容

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（上記1(1)）の廃止

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の12の7①②④⑤、旧措令27の12の7①②、旧措規20の10の3①②）。

（注）上記の廃止により、繰延資産に係る特別償却制度及び税額控除制度が存在しないことになることから、特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例（措法52の2）、準備金方式による特別償却制度（措法52の3）及び特別償却等に関する複数の規定の不適用措置（措法53）について、繰延資産に関する規定の削除等が行われています（措法52の2①～⑤、52の3⑤、53②、措令30②旧四、措規20の23①六）。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（上記1(2)）に係る手続のワンストップ化

令和7年6月18日に公布された食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）第1条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」といいます。）において、新たに計画認定制度が創設され、食品等事業者は、食品等持続的供給法第9条第1項に規定する環境負荷低減事業活動計画（以下「環境負荷低減事業活動計画」といいます。）につき農林水産大臣の認定を受けることができることとされました。

この環境負荷低減事業活動計画には、その食品等事業者が行う産業競争力強化法に規定する

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項として同法第21条の22第3項各号に掲げる事項（以下「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項」といいます。）を記載することができることとされており、このエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項を記載した環境負荷低減事業活動計画につき食品等持続的供給法の認定を受ける場合には、産業競争力強化法の認定要件を満たす必要があることとされています。また、その環境負荷低減事業活動計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事項が記載されているもの）に限ります。以下同じです。）につき食品等持続的供給法の認定を受けた場合については、「産業競争力強化法の特例」が設けられており、産業競争力強化法第21条の22第1項の認定があったものとみなして同法の規定を適用することとされています。すなわち、この「産業競争力強化法の特例」の適用がある場合においては、同法の事業適応計画につき同法の認定を受けた場合と同様の効果・結果となるように措置されているものと考えられます。

これを踏まえ、手続のワンストップ化の観点から、上記の「産業競争力強化法の特例」の適用がある場合において、その環境負荷低減事業活動計画につき食品等持続的供給法の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象となる法人とし、その認定に係る環境負荷低減事業活動計画（食品等持続的供給法第9条第8項において準用する食品等持続的供給法第7条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備を本制度の対象となる資産とすることとされました（措法42の12の6①②）。これにより、産業競争力強化法の事業適応計画につき同法の認定を受けていない場合であっても、他の適用要件を満たす限り、本制度の適用を受けられることになります。

（注１） 環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備につき本制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付しなければならない書類は、今後、省令によって定められる予定です。

（注２） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

（参考） 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和７年法律第69号）第１条の規定による改正後）

（安定取引関係確立事業活動計画の変更等）
第７条 安定取引関係確立事業活動計画につき前条第１項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定安定取引関係確立事業者」という。）は、当該認定に係る安定取引関係確立事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

２・３ 省 略

（環境負荷低減事業活動計画の認定等）

第９条 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２ 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 環境負荷低減事業活動の目標
- 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期
- 三 環境負荷低減事業活動を実施するた

めに必要な資金の額及びその調達方法

四 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

３ 省 略

４ 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第２項各号に掲げる事項として、次のイからニまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第17条第２項各号及び第４項第２号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用
当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法第21条の20第２項第２号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第21条の22第３項各号に掲げる事項

ニ 事業再編 産業競争力強化法第23条第３項各号に掲げる事項及び同条第４項に規定する措置に関する事項

二 省 略

５ 農林水産大臣は、第１項の認定の申請があった場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第３項に規

定する措置を含む。第8項において読み替えて準用する第7条第2項及び第19条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第1号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第17条第6項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第1号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第21条の22第4項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第1号ニに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第23条第5項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。

6 農林水産大臣は、第1項の認定をしようとする場合において、当該環境負荷低減事業活動計画に第4項第1号ハに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第147条第1項第7号に定め

る大臣（同法第148条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第21条の22第4項の規定により同条第1項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

7 省 略

8 第7条の規定は、環境負荷低減事業活動計画につき第1項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第3項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第20条において同じ。」とあるのは「第9条第3項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第3項中「前条第5項から第9項まで」とあるのは「前条第6項から第9項まで並びに第9条第5項及び第6項」と、「同条第10項」とあるのは「前条第10項」と、同項において準用する第6条第8項中「第4項第1号イ」とあるのは「第9条第4項第1号イ」と、同条第9項中「第4項第1号ハ」とあるのは「第9条第4項第1号ニ」と、同条第10項中「第4項第1号ロ」とあるのは「第9条第4項第1号ロ」と読み替えるものとする。

第4款 産業競争力強化法の特 例

第17条 省 略

2 省 略

3 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画（第9条第4項第1号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第1項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第21条の22第1項の認定（同法第21

条の23第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなして、同法第21条の22第5項、第21条の23（第1項を除く。）、第21条の24（第1項第2号を除く。）、第144条第1項、第147条第1項及び第2項、第148条、第156条並びに第157条の規定を適用する。

4・5 省 略

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日前に取得又は製作をした情報技術事業適応設備及び法人が同日前に支出した費用に係る事業適

応繰延資産については、従前どおりとされています（改正法附則45①②）。

- (2) 上記2(2)の改正は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十三）。

(注) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日は、同法の公布の日（令和7年6月18日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（同法附則1）、その政令は、今後定められます。

第二 特別償却関係

一 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法の建設計画（以下「建設計画」といいます。）の同意の日から令和7年3月31日までの間に、同法の文化学術研究施設のうち一定の研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあっては、一定の規模のものに限ります。以下「研究施設」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことの無いものの取得又は研究施設の製作若しくは建設をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その研究施設の取得価額の12%（建物及びその附属設備については、6%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44①）。

(注1) 一定の研究所用の施設とは、次の要件を満たす研究所用の施設をいいます（措法44①、措令28の4①）。

- (1) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額が4億円以上のものであること。なお、必要な資金の額からは、その研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除くこととされています。

- (2) その研究所用の施設を設置することが建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

(注2) 機械及び装置のうち一定の規模のものとは、1台又は1基の取得価額が400万円以上のものをいいます（措法44①、措令28の4②）。

2 改正の内容

- (1) 研究所用の施設の取得等資金に係る要件の引上げ

適用対象となる研究所用の施設の取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額に係る要件が、4億5,000万円以上（改正前：4億円以上）に

引き上げられました（措令28の4①一）。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法44①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする研究施設について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした研究施設については、従前どおりとされています（改正措令附則16①）。

二 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、特定中小企業者等が、中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の認定（以下「認定」といいます。）を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に、特定事業継続力強化設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定事業継続力強化設備等の製作若しくは建設をして、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の18%（令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をしたその特定事業継続力強化設備等については、16%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44の2①）。

特定中小企業者等とは、青色申告書を提出する法人で租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又はこれに準ずる法人であるもののうち中小企業の実業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和7

年3月31日までの間に認定を受けた中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものをいいます（措法44の2①）。

特定事業継続力強化設備等とは、特定中小企業者等の認定事業継続力強化計画等に係る中小企業等経営強化法第56条第2項第2号ロに規定する事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴って取得又は製作をするものを含みます。）で一定の規模のものをいいます（措法44の2①）。

また、中小企業等経営強化法第56条第2項第2号ロに規定する事業継続力強化設備等とは、事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいい、具体的には、次の設備等のうち、認定事業継続力強化計画等における事業継続力強化の目標の達成及びその内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものをいいます（中小企業等経営強化法56②二ロ、中小企業等経営強化法施行規則29）。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
(1) 機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

	③ 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
(2) 器具及び備品	全ての設備
(3) 建物附属設備	電気設備（照明設備を含みます。）
	給排水又は衛生設備及びガス設備
	格納式避難設備
	可動間仕切り
	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

(注1) 租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑯）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度におい

て合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑨八）。

（注3） 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑨八の二）。

（注4） 中小企業者に準ずる法人とは、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合をいいます（措令28の5①）。

（注5） 認定事業継続力強化計画等とは、認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（その変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいいます。

（注6） 事業継続力強化計画とは、中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画をいい、連携事業継続力強化計画とは、同法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画をいいます。

（注7） 一定の規模のものとは、機械及び装置にあっては1台又は1基の取得価額が100万円以上のものをいい、器具及び備品にあっては1台又は1基の取得価額が30万円以上のものをいい、建物附属設備にあっては一の建物附属設

備の取得価額が60万円以上のものをいいます（措令28の5②）。

2 改正の内容

（1）対象設備の見直し

対象設備から、感染症対策のために取得等をする減価償却資産（サーモグラフィ装置）が除外されました（実施要領4）。

（2）認定期限の延長

制度の適用の前提となる事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法44の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日以後に認定の申請をする事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、法人が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画については、従前どおりとされています（実施要領）。

（注） 上記2(2)の改正に併せて、令和7年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした特定事業継続力強化設備等の特別償却割合である「18%」が削除されています。この改正は、法人が同日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従前どおりとされています（改正法附則46①）。

三 共同利用施設の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限ります。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成3年4月1日から令和7年3月31日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関す

る法律の認定を受けた振興計画に係る共同利用施設（一定の規模のものに限ります。以下「共同利用施設」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は共同利用施設の製作若しくは建設をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その

共同利用施設の取得価額の6%相当額の特別償却ができるというものです（措法44の3①）。

（注）一定の規模のものとは、一の共同利用施設の取得価額が400万円以上（建物にあっては、600万円以上）のものをいいます（措令28の6）。

2 改正の内容

（1）建物の取得価額要件の引上げ

共同利用施設のうち建物の取得価額要件が、650万円以上（改正前：600万円以上）に引き上げられました（措令28の6）。

（2）適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法44の3①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする共同利用施設について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした共同利用施設については、従前どおりとされています（改正措令附則16②）。

四 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度（創設）

1 制度創設の経緯及び趣旨

資源循環は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があるとされ、欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要となっています。

このような状況を踏まえ、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を図るための「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」が第213回国会に提出され、令和6年5月22日に可決・成立し、同月29日に公布されました。この資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」といいます。）では、「需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業の実施に関する計画」及び「廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業の実施に関する計画」の認定制度が設けられています。税制においては、再資源化事業等高度化法の認定を受けたこれらの計画に従って行う一定の設

備投資に対する特別償却制度が創設されました。

2 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画について再資源化事業等高度化法の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、その認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、再資源化事業等高度化法の再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のものの取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額（20億円が上限とされています。）の35%相当額の特別償却ができるというものです（措法44の6①）。

3 制度の内容

（1）適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で再資源化事業等高度化法第11条第1項又は第16条第1項の認定（以下「認定」といいます。）を受けたものとされています（措法44

の6①)。

すなわち、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」といいます。）又は高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」といいます。）について再資源化事業等高度化法の規定により環境大臣の認定を受けた法人です（措法44の6①）。

（注） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

(2) 適用期間

適用期間は、再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの期間とされています（措法44の6①）。

（注） 再資源化事業等高度化法の施行の日は、再資源化事業等高度化法の公布の日（令和6年5月29日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（再資源化事業等高度化法附則1）、その政令は、今後定められます。

(3) 適用対象資産

適用対象となる資産は、再資源化事業等高度化設備とされています（措法44の6①）。

再資源化事業等高度化設備は、その認定に係る認定計画（認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画をいいます。以下同じです。）に記載された廃棄物処理施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、再資源化事業等高度化法第2条第2項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のもので、一定の規模のものとされています（措法44の6①）。

（注1） 認定高度再資源化事業計画とは、再資源化事業等高度化法第11条第1項の認定に係る高度再資源化事業計画（再資源化事業等高度化法第12条第1項の規定による変更又は同条第2項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの）をいい、

認定高度分離・回収事業計画とは、再資源化事業等高度化法第16条第1項の認定に係る高度分離・回収事業計画（再資源化事業等高度化法第17条第1項の規定による変更又は同条第2項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの）をいいます。

再資源化事業等高度化法第2条第2項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のものは、認定計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定するものとされています（措令28の8の2①）。

（注2） 環境大臣が財務大臣と協議して指定するものは、今後、告示によって定められる予定です。

また、一定の規模のものは、機械及び装置にあっては、1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のものとし、器具及び備品にあっては、1台又は1基の取得価額が200万円以上のものとされています（措令28の8の2②）。

（注3） 通常一組又は一式をもって取引の単位とされる機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、一組又は一式の取得価額がそれぞれ2,000万円以上又は200万円以上のものとされています（措令28の8の2②）。

（注4） 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令28の8の2②）。

（注5） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

(4) 適用対象事業

適用対象となる事業は、高度再資源化事業又は高度分離・回収事業とされています（措法44の6①）。

（注1） 高度再資源化事業とは、再資源化事業等高度化法第11条第1項に規定する高度再資

源化事業をいい、高度分離・回収事業とは、再資源化事業等高度化法第16条第1項に規定する高度分離・回収事業をいいます（措法44の6①）。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

（5）適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、再資源化事業等高度化設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再資源化事業等高度化設備を製作して、これをその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法44の6①）。

（注1） 「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した再資源化事業等高度化設備をその用に供した場合を除くこととされています（措法44の6①）。

（注2） 所有権移転外リース取引とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます（措法42の6⑤、措令27の6⑩）。

（6）特別償却限度額

特別償却限度額は、その再資源化事業等高度化設備の取得価額の35%相当額とされています（措法44の6①）。

ただし、その認定計画に従って行う適用対象事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が20億円を超える場合には、20億円にその適用対象事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の35%相当額とされています（措法44の6①）。すなわち、特別償却の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額は、認定計画ごとに20億円が上限となります。

（7）申告要件等

この制度は、確定申告書等に再資源化事業等高度化設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しないこととされています（措法44の6②、43②）。

また、法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」といいます。）につき本制度の適用を受ける場合には、その機械等につき本制度の適用を受ける事業年度の確定申告書等にその機械等が再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととされています（措令28の8の2③）。

（注1） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したもの並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

（注2） その機械等が再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する書類の詳細は、今後、省令によって定められる予定です。

（8）特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法52の2）。

（注） 特別償却不足額には、合併等特別償却不足額を含むこととされています。

（9）準備金方式による特別償却（特別償却準備金）制度

他の特別償却制度と同様に、特別償却の方法

として、特別償却の適用を受けることに代えて、準備金方式による特別償却制度の適用（特別償却準備金の積立て）ができるとともに、特別償却準備金積立不足額については、1年間の繰越しができるとされています（措法52の3）。

（注） 特別償却準備金積立不足額には、合併等特別償却準備金積立不足額を含むこととされています。

(10) 他の特別償却制度等との重複適用の排除

法人の有する減価償却資産が上記(5)の事業年度において租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等及び震災税特法の規定による特別償却又は税額控除制度のうち、2以上の制度の適用を受けることができるものである場合には、その減価償却資産については、これらの特別償却又は税額控除制度等のうちいずれかの制度のみを適用することとされています（措法53、61の3④、64⑦、64の2⑭、65⑫、65の7⑦、65の8⑯、67の4⑫、67の5①、震災税特法18の7、措令32、震災税特令18の6）。

すなわち、他の特別償却又は税額控除制度等と同様に、租税特別措置法の規定によるこの制度以外の特別償却若しくは税額控除制度等又は震災税特法の規定による特別償却若しくは税額控除制度の適用を受ける再資源化事業等高度化設備に該当する減価償却資産については、この制度の適用対象資産から除くこととされています。

（参考） 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）

（定義）

第2条 この法律において「再資源化」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にす

ることをいう。

2 この法律において「再資源化事業等の高度化」とは、次の各号のいずれかに該当する措置を講ずることにより、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第4号において同じ。）の量の削減の効果が増大することをいう。

一 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業（再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。第11条第4項第5号ロ及びハ、第16条第3項第6号ロ及びハ、第20条第3項第6号ロ並びに第23条第1号及び第2号を除き、以下同じ。）の事業をいう。以下同じ。）の実施その他の再資源化事業の効率的な実施のための措置

二 廃棄物から有用なものを分離するための技術の向上その他の再資源化の生産性の向上のための措置

三 再資源化の実施の工程を効率化するための設備の導入その他の当該工程から排出される温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の量の削減のための措置

四 前3号に掲げるもののほか、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する措置

（高度再資源化事業計画の認定）

第11条 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「高度再資源化事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、

環境大臣の認定を申請することができる。

2 高度再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第24条第1項第2号ロ及びハ、第32条、第48条並びに第51条を除き、以下同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 再資源化の実施方法、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標その他高度再資源化事業の内容

五 高度再資源化事業を実施する区域

六 廃棄物の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設

八 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項

イ 廃棄物処理施設の設置の場所

ロ 廃棄物処理施設の種類

ハ 廃棄物処理施設の処理能力

ニ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

ホ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

十 その他環境省令で定める事項

3 省 略

4 環境大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 高度再資源化事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二 高度再資源化事業の内容が、再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者の需要に適合していると認められること、第2項第4号に規定する指標からみて当該再生部品又は再生資源の大部分が当該者に対して供給されると認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 申請者（第2項第6号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。第5号において同じ。）の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四 高度再資源化事業計画に第2項第9号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ 第2項第9号ニに掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

ロ 第2項第9号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺

地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

ハ 申請者の能力が、第2項第9号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 次条第3項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第16条第3項第6号ニ及び第20条第3項第6号ハにおいて同じ。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 個人であって、政令で定める使用

人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号ヘに該当する者

5～10 省 略

（高度再資源化事業計画の変更等）

第12条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定高度再資源化事業者」という。）は、同条第2項第4号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定高度再資源化事業者は、前項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第2項第1号から第3号まで若しくは第10号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の認定に係る高度再資源化事業計画（第1項の規定による変更又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。

一 認定高度再資源化事業者（認定高度再資源化事業計画に前条第2項第6号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。）が、正当な理由なく認定高度再資源化事業計画に従って高度再資源化事業を実施していないとき。

二 認定高度再資源化事業者が、認定高度再資源化事業計画に記載された前条第2項第6号に規定する者以外の者に

対して、当該認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為を委託したとき。

三 認定高度再資源化事業者の能力又は認定高度再資源化事業計画に記載された前条第2項第7号に掲げる施設若しくは同項第8号に規定する施設が、同条第4項第3号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 認定高度再資源化事業計画に前条第2項第9号に掲げる事項が記載されている場合には、当該廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第4項第4号イの環境省令で定める技術上の基準又は当該認定高度再資源化事業計画に記載された同条第2項第9号ニ若しくはホに掲げる計画に適合していないと認めるとき。

五 前号に規定する場合において、認定高度再資源化事業者の能力が前条第4項第4号ハの環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

六 認定高度再資源化事業者が前条第4項第5号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

4 省 略

（高度分離・回収事業計画の認定）

第16条 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2 高度分離・回収事業計画においては、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容

五 高度分離・回収事業を実施する区域

六 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

七 廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項

イ 廃棄物処理施設の設置の場所

ロ 廃棄物処理施設の種類

ハ 廃棄物処理施設の処理能力

ニ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

ホ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 その他環境省令で定める事項

3 環境大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二 高度分離・回収事業の内容が、前項第4号に規定する指標からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は

再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 申請者の能力及び前項第6号に規定する施設が、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四 高度分離・回収事業計画に前項第7号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ 前項第7号ニに掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

ロ 前項第7号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

ハ 申請者の能力が、前項第7号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五 高度分離・回収事業の対象となる廃棄物が市町村から処分を委託された一般廃棄物である場合においては、当該高度分離・回収事業計画に従って実施する当該廃棄物の処分の実施が、当該市町村の一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。）に適合しているものであること。

六 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号

イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 次条第3項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号へに該当する者

4・5 省 略

（高度分離・回収事業計画の変更等）

第17条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定高度分離・回収事業者」という。）は、同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。

2 認定高度分離・回収事業者は、前条第2項第1号から第3号まで又は第8号に掲げる事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その

旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の認定に係る高度分離・回収事業計画（第1項の規定による変更又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。

一 認定高度分離・回収事業者が、正当な理由なく認定高度分離・回収事業計画に従って高度分離・回収事業を実施していないとき。

二 認定高度分離・回収事業者の能力又は認定高度分離・回収事業計画に記載された前条第2項第6号に規定する施設が、同条第3項第3号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 認定高度分離・回収事業計画に前条第2項第7号に掲げる事項が記載され

ている場合には、当該廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第3項第4号イの環境省令で定める技術上の基準又は当該認定高度分離・回収事業計画に記載された同条第2項第7号ニ若しくはホに掲げる計画に適合していないと認めるとき。

四 前号に規定する場合において、認定高度分離・回収事業者の能力が前条第3項第4号ハの環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

五 認定高度分離・回収事業者が前条第3項第6号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

4 省 略

4 適用関係

上記3の制度は、再資源化事業等高度化法の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十六）。

五 特定地域における工業用機械等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までによって構成されています（措法45）。

(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度

この制度は、青色申告書を提出する法人で次の表の認定事業者に該当するものが、一定の期間内に、沖縄振興特別措置法に規定する同表の特定地域の区域内において同表の特定事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増

設をする場合において、その新設又は増設に係る同表の工業用機械等の取得又は製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、その特定事業の用に供した日を含む事業年度において、その工業用機械等の取得価額に同表の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができるというものです（措法45①）。

対象となる認定事業者、特定地域、特定事業、工業用機械等及び特別償却割合は、次のとおりです。

	認定事業者	特定地域	特定事業	工業用機械等	特別償却割合
①	沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者	産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他一定の事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定のもの	34%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）
②	沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者	国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他一定の事業	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）
③	沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者	経済金融活性化特別地区の区域	認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）

（注1） 一定の期間は、産業イノベーション促進地域に係る措置（上記の表の①）又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記の表の②）についてはそれぞれ沖縄県知事から主務大臣への産業イノベーション促進計画又は国際物流拠点産業集積計画の提出のあった日から令和7年3月31日までの期間と、経済金融活性化特別地区に係る措置（上記の表の③）については経済金融活性化計画の認定の日から令和7年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内に特定地域に該当しないこととなった場合等には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45①、措令28の9①）。

（注2） 一定の規模の設備は、産業イノベーション促進地域に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（国際物流拠点産業集積地域に係る措置については、機械及び装置）で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものと、経済金融活性化特別地区に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設

備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるものとされています（措法45①、措令28の9②）。

（注3） 特定事業は、具体的には、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法45①、措令28の9④⑥、認定経済金融活性化計画）。

① 産業イノベーション促進地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及びガス供給業

② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業

③ 経済金融活性化特別地区に係る措置……金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業

（注4） 工業用機械等は、その地域の振興に資するものとして、次の措置の区分に応じそれぞれ次のものに限られています（措法45①、措令28の9③）。

① 産業イノベーション促進地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定国

際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

- ③ 経済金融活性化特別地区に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

(注5) 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています（措法45①）。

(注6) 工業用機械等の取得価額は、20億円を超える場合には20億円を上限とすることとされています（措法45①）。

(2) 沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度

この制度は、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、沖縄の離島の地域内において旅館業の用に供する一定の規模の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地域内においてその法人の旅館業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度において、その設備に係る旅館業用建物等の取得価額の8%相当額の特別償却ができるというものです（措法45②）。

(注1) 一定の規模の設備は、一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上のものとされています（措令1の2③、28の9⑩）。

- ① 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円
- ② ①又は③の法人以外の法人……500万円

（その一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円）

- ③ 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

(注2) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては、増築、改築、修繕又は模様替といった改修のための工事による取得又は建設を含むこととされています（措法45②）。また、中小規模法人以外の法人については新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合に限り適用できるとされています（措法45②）。

(注3) 旅館業用建物等とは、上記（注1）の一定の規模の設備を構成するもののうち、その構造設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準に適合する建物及びその附属設備をいいます（措法45②、措令28の9⑬）。

(注4) 旅館業用建物等の取得価額は、一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額が10億円を超える場合には10億円を上限とすることとされています（措法45②）。

(3) 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却制度

この制度は、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、次の表の特定地域内において同表の指定事業の用に供する同表の設備の取得等をする場合において、その取得等をしたその設備をその特定地域内においてその法人の指定事業の用に供したときは、その指定事業の用に

供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その設備に係る産業振興機械等について、その普通償却限度額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%）相当

額の割増償却ができるというものです（措法45③）。

対象となる特定地域、指定事業及び設備は、次のとおりです。

	特定地域	指定事業	設 備
①	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
②	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区（上記①の特定地域に該当する地区を除きます。）	製造業等のうち、その特定地域に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
③	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区（上記①の特定地域に該当する地区を除きます。）	製造業等のうち、その特定地域に係る特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの

（注1） 一定の期間は、過疎地域等に係る措置（上記の表の①）については令和3年4月1日から令和9年3月31日までの期間と、半島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の②）及び離島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の③）については平成25年4月1日から令和7年3月31日までの期間とされています。なお、その期間内に特定地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45③、措令28の9⑮）。

（注2） 一定の規模の設備は、次のとおりとされています（措法45③、措令1の2③、28の9⑳㉒㉔）。

① 過疎地域等に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

イ) 資本金の額等が5,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

ハ) 資本金の額等が1億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

- ② 半島振興対策実施地域に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

(イ) 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

(ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

(ハ) 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

(注3) 中小規模法人以外の法人については新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合に限り適用できるとされています（措法45③）。

(注4) 産業振興機械等とは、上記（注2）の一定の規模の設備を構成するもののうち、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法45③）。

2 改正の内容

(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（上記1(1)）の改正

① 対象事業の見直し

産業イノベーション促進地域に係る措置（上記1(1)の表の①）の対象事業から、デザイン業が除外されました（措令28の9④）。

② 対象地域の見直し

国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記1(1)の表の②）の対象地域（国際物流拠点産業集積地域の区域）について、次の見直しが行われました（国際物流拠点産業集積計画4）。

イ 対象地域に、津嘉山地区、照屋地区及び神里地区（南風原町）並びに友寄地区（八重瀬町）が追加されました。

ロ その全域が対象であった那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の区域について、国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定されました。

③ その他

イ 措置期間の見直し

産業イノベーション促進地域に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置における主務大臣の確認要件に係る措置期間（措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間）について、措置開始事業年度が対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（改正前：対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度）に変更されるなど、その適正化が行われました（令4.5内閣・経産告2（1一・五）、令4.5内閣・経産告3（1一・五））。

(注) 関係法令については、前述「**第一 税額控除等関係**」の「**四 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度**」の2の（参考3）及び（参考4）をご参照ください。

ロ 対象資産に係る改正

5G 導入促進税制の廃止（前述「第一 税額控除等関係」の「八 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G 導入促進税制）」参照）に伴い、対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G 情報通信システム）に該当するものについて5G 導入促進税制の対象となるものに限ることとしていた規定（上記1(1)（注5））が削除されました（措法45①）。

④ 適用期限の延長

各地域に係る措置の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法45①、措令28の9①一～三）。

(2) 沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度（上記1(2)）の適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法45②、措令28の9⑧）。

(3) 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却制度（上記1(3)）の改正

① 対象事業の見直し

半島振興対策実施地域に係る措置（上記1(3)の表の②）及び離島振興対策実施地域に係る措置（上記1(3)の表の③）の対象事業から、コールセンター及び市場等に関する調査の業

務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業が除外されました（措令28の9②②、措規20の16⑨）。

② 適用期限の延長

半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法45③、措令28の9①⑤二・三）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①及び③ロの改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則46②、改正措令附則16③）。

(2) 上記2(1)③イの改正は、令和7年4月1日から施行されています（令7.3内閣・経産告1前文、令7.3内閣・経産告2前文）。

また、上記2(1)②の改正に係る国際物流拠点産業集積計画は、令和7年4月1日に公表されています。

(3) 上記2(3)①の改正は、法人が令和7年4月1日以後に取得等をする産業振興機械等について適用し、法人が同日前に取得等をした産業振興機械等については、従前どおりとされています（改正措令附則16④）。

六 医療用機器等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までの措置によって構成されています。

(1) 医療用機器に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から令和7年3月31日までの間に、高度な医療の提

供に資する機器又は先進的な機器（以下「医療用機器」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は医療用機器の製作をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その医療用機器の取得価額の12%相当額の特別償却ができるというものです（措法45の2①）。

(2) 勤務時間短縮用設備等に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は勤務時間短縮用設備等の製作をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その勤務時間短縮用設備等の取得価額の15%相当額の特別償却ができるということです（措法45の2②）。

(注) 勤務時間短縮用設備等とは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びにソフトウェアのうち、医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものをいいます（措法45の2②）。

(3) 構想適合病院用建物等に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その構想適合病院用建物等の取得価額の8%相当額の特別償却ができるということです（措法45の2③）。

(注1) 構想適合病院用建物等とは、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち適用対象区域となる構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能の分化及び連携の推進に係るものをいいます（措法45の2③）。

(注2) 取得等とは、取得又は建設をいい、改修のための工事による取得又は建設を含みます（措法45の2③）。

2 改正の内容

(1) 医療用機器に係る措置（上記1(1)の対象機器の見直し（6機器）

医療用機器のうち高度な医療の提供に資する機器について、対象機器から次の機器が除外されました（平21.3厚労告248）。

内視鏡ビデオ画像システム、超音波軟性十二指腸鏡、歯科用オプション追加型ユニット、据置型アナログ式乳房用X線診断装置、レーザー処置用能動器具及び気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法45の2①～③）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和7年4月1日から適用されています（令7.3厚労告135前文）。

第三 準備金等関係

一 保険会社等の異常危険準備金制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、損害保険業を行う法人又は損害共済事業を行う特定の協同組合等で、青色申告書を提出するものが、特定の保険又は共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、保険の種類又は共

済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金に一定の積立率を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるということです（措法57の5①）。

(注1) 損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含むこととされている。

ます（措法57の5①）。

なお、積立率、洗替保証限度率及び異常災害損失率は、保険の種類又は共済の種類ごとに、次の表のとおりとされています。

保険の種類又は共済の種類		積立率	洗替保証限度率	異常災害損失率	
保 險	船舶保険及び航空保険		3	—	80
	火災保険及び風水害保険		(10) 2	30	50
	動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険		(6) 2	30	50
	賠償責任保険		2	30	50
共 済	火 災 共 済	農家火災共済	(4) 2	35	50
		火災等共済組合等が行う共済	(4) 2	(60) 45	(90) 75
		消費生活協同組合等が行う共済	2.5	40	50
	風 水 害 等 共 済	特殊風水害等共済	15 7.5	75	75
		全国風水害等共済	9	75	50
		自然災害共済	15	75	60
		その他の風水害等共済	9 4.5	75	75
	生命共済付建物共済		8 4	75	75
	森林災害共済		3	50	60
	長期育林共済		6	55	55

(備考) 1 火災保険及び風水害保険については、積立率の特例として、平成8年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、括弧書の積立率が適用されます（少額短期保険業者を除きます。）。なお、各事業年度終了の日においてその保険に係る異常危険準備金の金額がその保険の当年度保険料等に30%を乗じて計算した金額を超える場合のその保険は、適用がありません。動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険についても同様です。

2 農家火災共済の括弧書は、風水害付団体建物火災共済に適用されます。

3 火災等共済組合等が行う共済については、積立率の特例として、平成5年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、括弧書の積立率が適用されます。

4 火災等共済組合等が行う共済の洗替保証限度率及び異常災害損失率の括弧書は、再共済を行う協同組合連合会に適用されます。

この準備金は、異常災害損失が生じた場合又は積立後10年を経過した場合（期末残高が洗替保証限度額以下である場合を除きます。）に取り崩して、その異常災害損失の額に相当する金額等を、その異常災害損失の生じた事業年度等において益

金の額に算入することとされています（措法57の5⑥⑦）。

（注2） 洗替保証限度額とは、当年度保険料等に洗替保証限度率を乗じて計算した金額をいい、当年度保険料等とは、その事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金をいいます（措令33の2⑭）。

2 改正の内容

(1) 保険の種類の見直し

令和4年度税制改正における保険の種類の見直しにより、火災保険等（火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・貨物・運送保険）が「火災保険及び風水害保険」、「動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険」及び「賠償責任保険」の3つの保険の区分に分割され、3つの区分ごとに、異常危険準備金の積立て、繰越し及び取崩しを行ってきましたが、これら3つの区分に属する保険は、異常災害による損失の発生状況が類似していることを踏まえ、同一の区分として、異常危険準備金の繰越し及び取崩しを行うこととされました。具体的には、次の改正が行われました。

（注） 異常危険準備金の積立てについては、下記③の改正を除いて、従来どおりとされています（措法57の5①、措令33の2⑳）。

① 異常災害損失の計算における見直し

異常災害損失の計算において、特定保険については、特定保険区分ごとに計算することとされました（措法57の5②）。

（注） 特定保険とは、異常災害による損失の発生の状況が類似する次の保険をいい、特定保険区分とは、この制度の対象となる保険を特定保険と特定保険以外の保険とに区分した場合における特定保険の区分をいいます（措令33の2⑨）。

イ 火災保険及び風水害保険

ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保

険及び運送保険

ハ 賠償責任保険

なお、特定保険区分に係る異常災害損失が生じた場合に引き崩す異常危険準備金の金額は、特定保険区分に係る異常危険準備金の金額であることが明らかにされています（措法57の5⑥）。

② 洗替保証限度額の計算における見直し

洗替保証限度額の計算において、特定保険については、特定保険区分ごとに計算することとされました（措令33の2⑮）。

③ 火災保険等に係る積立率の特例における見直し

火災保険等に係る積立率の特例（上記1の表の（備考）1の特例をいいます。以下同じです。）において、事業年度終了の日において法人の行う特定保険に係る異常危険準備金の金額がその特定保険の当年度保険料等に30%を乗じて計算した金額を超える場合のその事業年度を特例の対象事業年度から除外することとされました（措令33の2㉔）。

(2) 異常災害損失率の見直し

特定保険の異常災害損失率が55%（改正前：50%）に引き上げられました（措令33の2⑩二）。

(3) 適用期限の延長

火災保険等に係る積立率の特例及び火災等共済組合等の共済に係る積立率の特例の適用期限が、令和10年3月31日まで3年延長されました（措令33の2㉑㉒）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則47、改正措令附則17）。

二 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（措法58）。

(1) 探鉱準備金に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和40年4月1日から令和7年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法58①）。

（注1） 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物（国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除きます。）及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第11条第6項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して告示指定するものをいいます（措令34①⑧、令5.3経産告39）。

（注2） 新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用等の探鉱のために要する費用及び国外にある鉱物の探鉱のためのその費用に充てられることが確実である出資をいいます（措法58③）。

（注3） 積立限度額は、その法人が採掘した鉱物の販売によるその事業年度の上記の期間内における収入金額の12%相当額とその収入金額に係る採掘所得の金額の50%相当額とのいずれか低い金額とされています（措法58①）。

（注4） 損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算

の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法58①）。

(2) 海外探鉱準備金に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むもの（以下「国内鉱業者」といいます。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものが、昭和50年4月1日から令和7年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法58②）。

（注1） 国内において主として鉱業を営むものとは、その法人又はその法人が発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下「発行済株式等」といいます。）に係る議決権の総数の95%以上を有している他の会社が国内に鉱山を有し、かつ、その法人の営む事業が、その法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る収入金額、資産その他の状況からみて、鉱業を主とするものである旨の経済産業大臣の認定を受けた法人をいいます（措令34⑧、措規21の15②）。

（注2） 国内鉱業者に準ずるものとは、その法人の国外子会社（その法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の50%以上を有している外国法人で、その外国法人にその法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員をいいます。以下同じです。）並びにその法人又は他の会社（その法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の95%以上を

有している他の会社をいいます。以下同じです。）の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る専門的知識及び経験を有し、かつ、専らこれらの事業に従事する者（役員を除きます。以下「技術者」といいます。）がその法人又は当該他の会社から派遣されているものをいいます。以下同じです。）が国外に鉱山を有し、かつ、その法人の営む事業が、その法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものである旨の経済産業大臣の認定を受けた法人をいいます（措令34⑨、措規21の15③）。

（注3） 積立限度額は、海外自主開発法人から取得したその開発に必要な資金の相当部分がその国内鉱業者及び国内鉱業者に準ずるもの（以下「国内鉱業者等」といいます。）並びにこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山に係る鉱物の販売によるその事業年度の上記の期間内における収入金額に係る採掘所得の金額の40%相当額とされています（措法58②）。

（注4） 海外自主開発法人とは、その開発に必要な資金の相当部分が国内鉱業者等及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的な供給に著しく寄与するものとして一定の要件に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた外国法人をいいます（措法58②、措令34⑩、措規21の15④）。

（注5） 損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法58②）。

これらの準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法58④）。

2 改正の内容

（1） 積立限度額の見直し

① 探鉱準備金制度（上記1(1)）における積立限度額について、その適用を受ける事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の積立限度額（上記1(1)（注3））から、次のイの金額からロの金額を控除した残額（その残額が改正前の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を超える場合には、その計算した金額）を控除することとされました（措法58①）。

イ 当該事業年度における次の金額の合計額

（イ） 積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入される金額

（ロ） 探鉱準備金の任意の取崩しにより益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額

ロ 当該事業年度において支出する鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び当該事業年度の探鉱用機械設備の償却額の合計額

（注1） 新鉱床探鉱費の額は、当該事業年度において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、その補助金に相当する金額を控除した金額となります（措法59①一）。

（注2） 探鉱用機械設備とは、地質及び鉱物の埋蔵の状況の調査、試掘、試掘された鉱物の品質の試験及び鑑定その他探鉱のために使用する機械その他の設備で一定のものをいいます（措法59①、措令35①、措規21の16）。

（注3） 探鉱用機械設備の償却額は、その探鉱

用機械設備に係る租税特別措置法及び法人税法第31条の規定により計算される償却限度額を超える場合には、その償却限度額に相当する金額となります（措法59①一）。

（注4） 適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に鉱業事務所を移転する場合において、その適格分割又は適格現物出資の直前の時を事業年度終了の時として探鉱準備金制度を適用するときの積立限度額についても、上記と同様に計算することになります（措法58⑧）。また、この場合の同一事業年度末において、租税特別措置法第58条第1項を適用する場合の新鉱床探鉱費の額及び探鉱用機械設備の償却額について、必要な調整計算に係る規定の整備が行われています（措法58⑭、措令34⑮）。

② 海外探鉱準備金制度（上記1(2)）における積立限度額について、その適用を受ける事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の積立限度額（上記1(2)（注3））から、次のイの金額からロの金額を控除した残額（その残額が改正前の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を超える場合には、その計算した金額）を控除することとされました（措法58②）。

イ 当該事業年度における次の金額の合計額

（イ） 積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した海外探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入される金額

（ロ） 海外探鉱準備金の任意の取崩しにより益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額

ロ 当該事業年度において支出する国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び当該事業年度の海外探鉱用機械設備の償却額の合計額

（注1） 海外探鉱用機械設備とは、専ら国外において事業の用に供される探鉱用機械設備をいいます（措法59②）。

（注2） 上記ロの合計額は、次の（イ）の金額が（ロ）の金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額となります（措法59②一）。

（イ） 前事業年度から繰り越された探鉱準備金の残高のうち、当該事業年度において積立て後5年を経過した探鉱準備金又は租税特別措置法第58条第5項の取崩事由に該当する場合に取り崩すこととなる探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額

（ロ） 上記①ロの金額から上記ロの合計額を控除した金額

（注1） この改正により、準備金を積み立てて損金算入はしたものの、その後5年間、新鉱床探鉱費の支出を行わないまま取崩しとなった準備金の金額は、6年目の積立限度額から控除される（6年目の積立限度額が減額される）ことになります。ただし、6年目に新鉱床探鉱費を支出している場合は、その新鉱床探鉱費の支出分だけ積立限度額が減額される金額が小さくなります。さらに、改正前の積立限度額の75%に相当する金額は、改正後においても積立限度額として確保される仕組みとなっています。

なお、任意の取崩しによる益金算入額についても、積立限度額から控除される対象となっています。これは、準備金が、本来、新鉱床探鉱費の支出に充てるためのものであることから、新鉱床探鉱費の支出がないにもかかわらず準備金を任意に取り崩して益金算入することは、本制度上は、積立て後5年を経過した場合の準備金の取崩しによる益金算入と同視すべきものであるとの考えによるものです。

（注2） 「前5年以内に開始した各事業年度のいず

れにおいても新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合」（以下「発動要件を満たした場合」といいます。）の判定における「新鉱床探鉱費」は、探鉱用機械設備又は海外探鉱用機械設備の償却額を含まないものですが、これは、その法人が有している探鉱用機械設備又は海外探鉱用機械設備について僅かでも償却をすることで、発動要件を満たした場合に該当しないことになってしまうことを考慮したものです。

（注3） また、この改正は、設立後5年未満の場合であっても、その適用があり得ることになります。例えば、設立2年目において、前事業年度である設立1年目に新鉱床探鉱費の支出をしていない場合は、前5年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても新鉱床探鉱費の支出を行わなかったことになるため、発動要件を満たした場合に該当し、上記の積立限度額に係る改正の適用があることになります。

この場合であっても、通常は、設立後5年未満の事業年度においては、積立て後5年を経過した準備金の取崩しによる益金算入額は発生しないことなどから、その積立限度額に影響はないものと考えられます。ただし、適格組織再編成により準備金を引き継いだ場合などは、その積立期間も引き継がれるため、設立後5年未満の場合であってもその積立限度額から控除される金額が発生する場面が想定されますので注意が必要です。

（2）国内鉱業者に準ずる法人の認定に係る要件の見直し

海外探鉱準備金制度の対象となる国内鉱業者に準ずる法人（上記1(2)（注2））の認定に係る要件のうち、国外子会社への役員及び技術者

の派遣に係る要件について、次の見直しが行われました。

- ① その法人の役員の派遣に代えてその法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、及びその法人又は他の会社の技術者が派遣されている場合にも、本要件を満たすこととされました（措令34⑨）。
- ② 技術者から重要な使用人が除外されました（措令34⑨）。

（注1） 重要な使用人とは、会社法においてその選解任につき取締役会の決定事項とされている重要な使用人（会社法362④三）と同様のものであり、具体的には、個別に総合的な判断をすることにはなりますが、通常、支店長、本店部長、執行役員といった者が該当するものと考えられます。

（注2） この改正に伴い、国内鉱業者に準ずる法人として認定を受ける場合は、その国外子会社への役員又は重要な使用人及び技術者の派遣の状況が、その認定に係る要件の一要素となります（措令34⑨）。

（3）適用期限の延長

制度の適用期限が、令和10年3月31日まで3年延長されました（措法58①②）。

3 適用関係

（1） 上記2(1)の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則48、改正措令附則18②）。

（2） 上記2(2)の改正は、令和7年4月1日以後に国内鉱業者に準ずる法人の認定を受ける法人について適用し、同日前に国内鉱業者に準ずる法人の認定を受けた法人については、従前どおりとされています（改正措令附則18①）。

三 農業経営基盤強化準備金制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定農地所有適格法人に該当するもの（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域において農業を担う一定の者に限ります。）が、平成19年4月1日から令和7年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付金等の交付を受けた場合において、認定計画（農業経営基盤強化促進法第13条第2項に規定する認定計画をいいます。以下同じです。）の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、次の金額のうちいずれか少ない金額（以下「積立限度額」といいます。）以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるということです（措法61の2①、措令37の2①、措規21の18の2③）。

(1) その交付金等の額のうち、その認定計画に記載された農用地等（農用地又は特定農業用機械等をいいます。以下同じです。）の取得に充てるための金額であることにつき農林水産大臣の当該金額である旨の証明書を確定申告書等に添付することにより証明がされた金額

(2) その事業年度の所得の金額

(注1) 認定農地所有適格法人とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた農地法の農地所有適格法人をいいます（措法61の2①）。

(注2) 損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含

むこととされています（措法61の2①）。

(注3) 農用地とは、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地（その農用地に係る賃借権を含みます。）をいい、特定農業用機械等とは、農業用の機械及び装置、器具及び備品、一定の建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアをいいます（措法61の3①、措令37の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法61の2②）。

2 改正の内容

(1) 積立限度額の見直し

積立限度額の計算の基礎となる金額（上記1(1)のうち農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」といいます。）の区域においてその法人の利用が見込まれるものの取得に充てるための金額（改正前：農用地の取得に充てるための金額）に限定することとされました（措令37の2①一）。

地域計画には、その地域計画の区域における農業の将来の在り方、その在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを定めるものとされており（農業経営基盤強化促進法19②）、また、その目標としてその地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地を定め、これを地図に表示するものとされています（農業経営基盤強化促進法19③）。改正後は、この地図を含む地域計画の区域においてその法人の利用が見込まれる農用地の取得に充てるための金額であることを、農林水産大臣が確認して証明することになります。

（注１） 地域計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定によるこれを定めた旨の公告があったものに限るものとされています（措法61の3①、措令37の2①一）。また、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があったときは、その変更後のものとされています（措法61の3①、措令37の2①一）。

（注２） この改正の施行日は令和8年4月1日とされており、証明する金額及び証明の手續に係る省令等の改正は、施行に併せて行われる予定です。

（注３） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

（2）農用地を取得した場合の準備金の取崩事由の整備

後述「四 農用地等を取得した場合の課税の特例」の「2 改正の内容」の(1)の見直しに伴い、農用地を取得した場合の準備金の取崩事由について、所要の整備が行われました。具体的には、次の農用地を取得した場合に、その取得をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得をした農用地の取得価額に相当する金額を益金の額に算入することとされました（措法61の2③二）。

① 認定計画の定めるところにより取得をする租税特別措置法第61条の3第1項に規定する農用地（措法61の2③二イ）

② 農用地（認定計画の定めるところにより取得をするものを除きます。）（措法61の2③二ロ）

（注１） 上記①の租税特別措置法第61条の3第1項に規定する農用地とは、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地で同法第19条第1項に規定する地域計画にその法人が利用するものとして定められたもの（その農用地に係る賃借権を含みます。）をいいます（措法61の3①）。すなわち、認定計画の定めるところにより後述「四 農用地等を取得した場合の課税の特

例」の「2 改正の内容」の(1)の見直し後の同特例の対象となる農用地（以下「対象農用地」といいます。）を取得した場合は、農用地を取得した場合の準備金の取崩事由に該当することになります。

（注２） 上記②の農用地とは、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地（その農用地に係る賃借権を含みます。）をいいます（措法61の2③二）。すなわち、認定計画の定めるところによらずに農用地を取得した場合は、農用地を取得した場合の準備金の取崩事由に該当することになります。一方で、農用地を取得した場合であっても、認定計画の定めるところにより取得した場合で、かつ、その農用地が対象農用地でない場合には、農用地を取得した場合の準備金の取崩事由には該当しないことになります。

（注３） 特定農業用機械等を取得した場合の準備金の取崩事由については、農用地を取得した場合の準備金の取崩事由と同様の箇所に規定されていることから、併せて改正が行われていますが、改正前後でその取崩事由の内容に変更はありません。

（注４） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

（3）添付すべき証明書に係る改正

確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされました（措規21の18の2③）。

（4）適用期限の延長

制度の適用期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法61の2①）。

（参考） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（定義）

第4条 この法律において「農用地等」とは、

第22条の8を除き、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二～四 省 略

2・3 省 略

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第19条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第1項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域計画の区域
- 二 前号の区域における農業の将来の在り方
- 三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 四 農業者その他の第1号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

3 同意市町村は、地域計画においては、前項第3号の目標として同項第1号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 基本構想に即するとともに、第5条

第4項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適

用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則19）。

- (2) 上記2(2)の改正は、法人が令和8年4月1日以後にする農用地の取得について適用し、法人

が同日前にした農用地の取得については、従前どおりとされています（改正法附則49①）。

- (3) 上記2(3)の改正は、法人の令和7年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正措規附則8）。

四 農用地等を取得した場合の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人（農業経営基盤強化準備金の積立てができる法人を含みます。）が、各事業年度において認定計画（農業経営基盤強化促進法第13条第2項に規定する認定計画をいいます。以下同じです。）の定めるところにより農用地又は特定農業用機械等（以下「農用地等」といいます。）の取得等をして、その法人の農業の用に供した場合において、その農用地等につき、次の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額（以下「圧縮限度額」といいます。）の範囲内でその帳簿価額の損金経理による減額等（圧縮記帳）をしたときは、その減額等をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法61の3①、措令37の3③、措規21の18の3②）。

(1) 次の金額の合計額

- ① 前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち、その事業年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額
- ② その事業年度において交付を受けた交付金等の額のうち、その認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額であって農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額であることにつき農林水産大臣の当該金額である旨の証明書を確定申告書等に添付することにより証明がされた金額

(2) その事業年度の所得の金額

- (注1) 農用地とは、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地（その農用

地に係る賃借権を含みます。）をいいます（措法61の3①）。

- (注2) 特定農業用機械等とは、農業用の機械及び装置、器具及び備品、一定の建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアをいいます（措法61の3①）。

- (注3) この制度は、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び農林水産大臣の認定計画の定めるところにより取得等をした農用地等である旨の証明書の添付がある場合に限り、適用することができることとされています（措法61の3②、措規21の18の3③）。

2 改正の内容

(1) 対象となる農用地の見直し

対象となる農用地が、認定計画の定めるところにより取得をする農用地で農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」といいます。）にその法人が利用するものとして定められたもの（改正前：認定計画の定めるところにより取得をする農用地）に限定されました（措法61の3①）。

地域計画には、その地域計画の区域における農業の将来の在り方、その在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを定めるものとされており（農業経営基盤強化促進法19②）、また、その目標としてその地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用す

る農用地を定め、これを地図に表示するものとされています（農業経営基盤強化促進法19③）。改正後は、この地図（以下「目標地図」といいます。）に表示された農用地について、その農用地を利用する者として同じくその目標地図に定められた法人が取得した場合に限り、本制度の適用を受けることができることになります。

（注1） 地域計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定によるこれを定めた旨の公告があったものに限るものとされています（措法61の3①）。また、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があったときは、その変更後のものとされています（措法61の3①）。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

（2）圧縮限度額の計算の基礎となる金額の整備

前述「三 農業経営基盤強化準備金制度」の「2 改正の内容」の(1)の見直しに伴い、圧縮限度額の計算の基礎となる金額における上記1(1)②の金額について、所要の整備が行われました。具体的には、その事業年度において交付を受けた交付金等の額のうち、その認定計画に記載された次の固定資産の取得に充てるための金額であって農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額であることにつき農林水産大臣の当該金額である旨の証明書を確定申告書等に添付することにより証明がされた金額とされました（措令37の3③）。次の①の部分につき、見直しに伴う整備が行われたことになります。

- ① 農用地で地域計画の区域においてその法人の利用が見込まれるもの
- ② 特定農業用機械等

（3）添付すべき証明書に係る改正

確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付が可能とされ

ました（措規21の18の3②③）。

（参考） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第19条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第1項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域計画の区域
- 二 前号の区域における農業の将来の在り方
- 三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 四 農業者その他の第1号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

3 同意市町村は、地域計画においては、前項第3号の目標として同項第1号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 基本構想に即するとともに、第5条第4項に規定する計画との調和が保たれたものであること。
- 二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。
- 6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

- 8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人が令和8年4月1日以後に取得をする農用地について適用し、法人が同日前に取得をした農用地については、従前どおりとされています（改正法附則49②）。
- (2) 上記2(2)の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則19）。
- (3) 上記2(3)の改正は、法人の令和7年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正措規附則8）。

第四 その他の特別措置関係

一 沖縄の認定法人の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（措法60）。

(1) 情報通信産業特別地区又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の認定法

人に該当するものが、その各事業年度（その内国法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度に限ります。）において、同表の特定区域内で行われる同表の特定事業に係る所得の金額を有する場合には、その金額の40%相当額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法60①、措令36①～③）。

	認定法人	特定区域	特定事業
①	沖縄振興特別措置法第31条第2項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認を同法第28条第4項の規定による提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに限りです。）	提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域	認定特定情報通信事業

②	沖縄振興特別措置法第50条第2項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認を同法第41条第4項の規定による提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに限り。）	提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域	認定特定国際物流拠点事業
---	--	-------------------------------------	--------------

（注1） 特定事業に係る所得の金額は、特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、全所得金額を限度とすることとされています（措法60①、措令36③）。

（注2） 認定特定情報通信事業とは、その認定に係る特定情報通信事業いい、特定情報通信事業とは、情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進する一定の事業をいい、具体的には、次の事業です（沖振法37、沖振令2、情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令1）。

- ① データセンター業
- ② 情報通信機器相互接続検証事業
- ③ ソフトウェア業のうち次のもの
 - イ 受託開発ソフトウェア業
 - ロ 情報システム開発業
 - ハ システムインテグレーションサービス業
 - ニ 組込みソフトウェア業
 - ホ パッケージソフトウェア業
- ④ バックアップセンター業
- ⑤ セキュリティーデータセンター業
- ⑥ データベースサービス業
- ⑦ アプリケーション・サービス・プロバイダ業
- ⑧ 情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業

（注3） 認定特定国際物流拠点事業とは、その認

定に係る特定国際物流拠点事業をいい、特定国際物流拠点事業とは、国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれる一定のものをいい、具体的には、次の事業です（沖振法3十二、沖振令4の2、5）。

- ① 倉庫業
- ② 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限り。）
- ③ 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限り。）
- ④ 製造業
- ⑤ 航空機整備業

（2） 経済金融活性化特別地区に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第56条第2項に規定する認定法人（同条第1項の沖縄県知事の認定を同法第55条第1項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに限り。）に該当するものが、その設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度（上記(1)の措置の適用を受ける事業年度を除きます。）において、その事業年度の所得の金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じた金額を損金の額に算入することができるというものです（措法60②、措令36④～⑥）。

（注） 対象事業は、金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業とされています（認定経済金融活性化計画）。

2 改正の内容

(1) 対象事業の見直し

情報通信産業特別地区に係る措置（上記1(1)の表の①）の対象事業から、パッケージソフトウェア業が除外されました（情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令1旧五）。

(2) 対象区域の見直し

国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記1(1)の表の②）の対象区域（国際物流拠点産業集積地域の区域）について、次の見直しが行われました（国際物流拠点産業集積計画4）。

- ① 対象区域に、津嘉山地区、照屋地区及び神里地区（南風原町）並びに友寄地区（八重瀬町）が追加されました。
- ② その全域が対象であった那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の区域につい

て、国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定されました。

(3) 確認期限及び認定期限の延長

情報通信産業特別地区に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置並びに経済金融活性化特別地区に係る措置（上記1(2)）の適用の前提となる内国法人の確認期限及び認定期限が、令和9年3月31日まで2年延長されました（措法60①②）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和7年4月1日から施行されています（情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令附則）。

また、上記2(2)の改正に係る国際物流拠点産業集積計画は、令和7年4月1日に公表されています。

二 特定の医療法人の法人税率の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、法人税率を19%（原則：23.2%）とするというものです（措法67の2①）。

2 改正の内容

国税庁長官の承認及び承認の取消しの要件のうち厚生労働大臣の証明書の交付に係る要件（措令39の25①一）における次の基準について、それぞれ次の見直しが行われました。

- (1) 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの基準

- ① 社会保険診療等に係る収入金額の範囲に、補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含めることとされました（平15.3厚労告147（1一イ(7)））。

（注1） 補助金等に係る収入金額とは、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除きます。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額をいいます。上記のとおり、含めることとされる収入金額は、補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものとされており、補助金又は受託料その他の名称にかかわらず、医療保健業務に係る補助金等が広く該当することとなりますが、施設整備、設備整備等の固定資産の取得に充てられ

る補助金等については、会計年度間での増減も大きいことなど、要件の判定に当たっての安定性の観点等を踏まえ、その範囲から除かれています。

(注2) 医療保健業務とは、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限ります。）をいいます（平15.3厚労告147（2））。すなわち、医療法人の本来業務に加え、医療法人の附帯業務のうち特定の医療法人に求められる業務を踏まえた一定のものが医療保健業務とされ、対象となる附帯業務は、医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所（巡回診療所、常勤医師がいないへき地診療所等）の開設、薬局、一定の有料老人ホームの設置など、具体的には「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）」別表において掲げられている業務とされています。

- ② 全収入金額を医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限ります。）とすることとされました（平15.3厚労告147（1一イ））。

(注) 上記のとおり、「経常的なもの」に限ることとされていますので、固定資産の売却収入など臨時的な収入は除かれることとなります。また、上記の補助金等に係る収入金額を含むこととされていますので、結果的に、この医療保健業務に係る収入金額は、

特定の医療法人の損益計算書における本来業務事業損益に係る事業収益の額及び附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限ります。）の合計額となります。

- (2) 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの基準

従前の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、医療診療による収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを含めることとされました（平15.3厚労告147（1一ハ））。具体的には、「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうちその業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限ります。）が、その業務に係る費用の額（経常的なものに限ります。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること」とされました。

(注) 上記の明確化については、改正前の告示の規定では、「医療診療による収入金額」及び「患者のために直接必要な経費の額」とされていましたが、実際特定の医療法人の計算では、それぞれ「損益計算書の医業収益の合計額」及び「損益計算書の医業費用の合計額」を用いて行われており、実態との関係で規定に不明確な部分があったことから、今般、実態に整合するよう規定が整備されたものです。

3 適用関係

上記2の改正は、医療法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、従前どおりとされています（令7.3厚労告131附則②）。

三 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をして、かつ、これをその中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（その取得価額が10万円未満であるもの、他の特別償却制度等の適用を受けるもの及び貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものを除きます。以下「少額減価償却資産」といいます。）を有する場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の全額を損金の額に算入できるというものです（措法67の5①、措令39の28②）。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（通算法人を除きます。）のうち、事務負担に配慮する必要があるものをいいます（措法67の5①）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（これらの法人のうち受託法人に該当するものを除きます。）をいいます（措法42の4⑭七、措令1の2③、27の4⑭）。

（1） その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- ① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

（2） 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

（注3） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑭八）。

（注4） 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業

協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑨九）。

（注5） 事務負担に配慮する必要があるものとは、次の法人をいいます。

- （1） 常時使用する従業員の数が500人以下の法人。ただし、特定法人を除きます（措法67の5①、措令39の28①）。
- （2） 常時使用する従業員の数が300人以下の特定法人

（注6） 特定法人とは、法人税法第75条の4第2項に規定する特定法人をいい、具体的には、次の法人をいいます。

- （1） 当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2） 通算法人（上記(1)の法人を除きます。）
- （3） 相互会社（上記(2)の法人を除きます。）
- （4） 投資法人（上記(1)の法人を除きます。）
- （5） 特定目的会社（上記(1)の法人を除きます。）

ただし、その中小企業者等のその事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取

得価額の合計額を上限とすることとされています（措法67の5①後段）。

2 改正の内容

対象法人から特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものを除くこととされました（措法67の5①）。

（注） 特定認定とは、租税特別措置法第42条の12の4第1項に規定する特定認定をいい、特定事業者等とは、同項に規定する特定事業者等をいい、特定経営力向上計画とは、同項に規定する特定経営力向上計画をいい、一定の減価償却資産とは、同項第2号に掲げる減価償却資産をいいます。特定認定、特定経営力向上計画及び一定の減価償却資産の詳細については、前述「七 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」の「2 改正の内容」の(3)をご参照ください。

3 適用関係

上記2の改正は、中小企業者等が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用し、中小企業者等が同日前に取得又は製作若しくは建設をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています（改正法附則51）。

四 特定の公共的施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定による国土交通大臣の承認を受けて特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了するその法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第63条第1項に

規定するリース譲渡とみなして、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（法第63）を適用することができるというものです（措法67の5の2①）。

（注） 特定空港運営事業とは、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第29条第1項に規定する特定空港運営事業をいい、具体的には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法

律第2条第2項に規定する特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等を行い、着陸料等を自らの収入として収受する事業を含むものに限ります。）とされています。

2 改正の内容

本制度は、廃止されました（旧措法67の5の2、旧措令39の29）。

（注）リース取引に係る会計の見直し及びそれに伴うリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止を踏まえて、本制度も廃止することとされたものです。リース取引に係る会計の見直し及びリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止の趣旨・経緯等については、前掲「法人税法の改正」の「一 リースに関する会計基準等への対応」をご参照ください。

なお、本制度の対象となる国土交通大臣の承

認を受けて特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定をした法人のその公共施設等運営権の設定に係る収益の額及び費用の額については、リース取引に係る会計の見直し後も、引き続き、その設定の対価の額及び原価の額にその設定の対価の額のうちに占める当期に支払期日が到来する賦払金の割合（賦払金割合）を乗じて計算した金額により経理（改正前の法人税法第63条第1項に規定する延払基準の方法と同様の方法による経理）をしなければならないこととされています（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則19）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和7年4月1日前にした公共施設等運営権の設定については、従前どおりとされています（改正法附則52）。

五 農業協同組合等の合併に係る課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、平成13年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われる次の(1)から(3)までの合併（出資を有しない法人のみで行う合併を除きます。）のうち、共同事業合併に該当するものについては、法人税法の適格合併の要件の1つである共同事業要件（法法2十二の八ハ、法令4の3④）を満たすこととするというものです（措法68の2）。

- (1) 農業協同組合と農業協同組合との合併
- (2) 森林組合と森林組合との合併
- (3) 漁業協同組合と漁業協同組合との合併

（注）共同事業合併とは、次の要件の全てを満たす合併をいいます（措令39の34の2、措規22の19の5）。

- (1) 被合併法人の被合併事業（被合併法人の主要な事業のうちのいずれかの事業）と合併法人の合併事業（合併法人の事業のうちのい

れかの事業）とが相互に関連するものであること（事業関連性要件）。

- (2) 被合併法人の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上の者が合併法人の業務に従事することが見込まれていること（従業者引継要件）。

- (3) 被合併法人の被合併事業（合併事業と関連する事業に限ります。）が合併法人において引き続き行われることが見込まれていること（事業継続要件）。

2 改正の内容

適用期限（令和7年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧措法68の2、旧措令39の34の2、旧措規22の19の5）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日前に行われた上記1(1)から(3)までの合併については、従前ど

おりとされています（改正法附則54）。

なお、今般の法人税法施行令等の改正により、共同で事業を行うための合併の当事者が農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合を含むいわゆる協同組合組織のみである場合には、共同事業要件のうち事業規模要件及び特定役員引継要件を除外

することとされました（法令4の3④、法規3の2）。上記1(1)から(3)までの合併については、今後はこの法人税法本則の措置の対象となると考えられます。詳細については、前掲「法人税法の改正」の「二 組織再編税制」をご参照ください。

六 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託のうち一定の要件を満たすものの利益の分配の額で、その利益の分配の額が分配可能利益の額の90%超であること等の一定の要件を満たすその特定目的信託に係る受託法人の事業年度に係るものは、その事業年度において損金の額に算入することができるというものです（措法68の3の2①）。

ただし、その損金の額に算入できる金額は、その事業年度の所得の金額を限度とすることとされています（措法68の3の2①ただし書）。

（注1） 分配可能利益の額とは、資産の流動化に関する法律第2条第1項に規定する特定資産の管理又は処分により得られる利益の額として計算した一定の金額をいい、特定目的信託財産の計算に関する規則（以下「計算規則」といいます。）第61条第1項の規定により同項の税引前当期純利益金額として表示された金額から計算規則第65条第1項第1号に掲げる前期繰越損失の額等を控除した金額とされています（措令39の35の2⑥、措規22の20の2③）。

（注2） その受託法人の事業年度において超過分配額がある場合におけるその事業年度（以下「超過分配事業年度」といいます。）以後の各事業年度の上記の「利益の分配の額が分配可能利益の額の90%超であること」とする要件は、各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額（分配可能利益の額に超過分配額を加算する等一定の調整を加えた金額をいいます。）の

90%超であることとされています（措令39の35の2⑧）。

（注3） 超過分配額とは、その受託法人の当該事業年度に係る金銭の分配の額がその受託法人の当該事業年度終了の時点における純資産価額（その有する資産の帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿価額の合計額を減算した金額をいいます。以下同じです。）から元本の額を控除した金額を上回る場合におけるその上回る部分の金額をいい、具体的には、計算規則第67条第1項の利益処分計算における計算規則第68条の受益権調整引当益又は計算規則第71条第1項の損失処理計算における同項第3号に掲げる受益権調整引当益として表示された金額とされています（措令39の35の2⑧一、措規22の20の2①④）。

2 改正の内容

超過分配事業年度以後の各事業年度の「金銭の分配の額が分配可能額の90%超であること」とする要件における超過分配額について、その受託法人の当該事業年度に係る金銭の分配の額がその受託法人の当該事業年度終了の時点における純資産価額から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額（改正前：元本の額）を控除した金額を上回る場合におけるその上回る部分の金額とされました（措令39の35の2⑧一）。

超過分配額は、特定目的信託における「利益」を超える金銭の分配の額であり、計算規則において、純資産価格から元本の額を控除した金額を上回る金銭の分配の額がある場合には、受益権調整

引当額として表示しなければならないこととされていきました（計算規則29④）。今般、特定目的信託における「利益」に関して、投資信託及び投資法人に関する法律や受益証券発行信託における利益の概念と整合的なものとするための計算規則の改正が行われ、特定目的信託における「利益」の計算上純資産価格から控除する金額に評価・換算差額等の額を追加することとされました。

（注1） 上記の計算規則の改正は、令和7年4月1日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用することとされています（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令附則2）。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

この計算規則の改正に伴い、本制度における超過分配額の計算の基礎となる利益の額についても、その計算上純資産価額から控除する金額に評価・換算差額等の額を追加することとしたものです。

（参考） 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第132号）
（元本等の額の区分）

第29条 元本等の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 元本
- 二 留保金
- 三 評価・換算差額等

2 元本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第3号に掲げる項目については、控除項目とする。

- 一 社債的受益権
- 二 社債的受益権以外の受益権
- 三 自己受益権

3 省 略

4 第2項第2号の項目について、当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該事業年度終了の時点における純資産価格（その有する資産の帳簿価格の合計額からその有する負債の帳簿価格の合計額を減算した金額をい

う。）から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額を控除した金額を上回る金額がある場合には、その上回る部分の金額を受益権調整引当額として表示しなければならない。

5～7 省 略

8 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益
（利益処分計算）

第67条 利益処分計算においては、次に掲げる項目に従って利益処分の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）
- 二 利益処分額
- 三 次期繰越利益

第68条 第29条第4項の場合において、受益権調整引当額を当期の利益処分に充当する場合には、当該受益権調整引当額は、前条第1号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、受益権調整引当益として表示しなければならない。

（損失処理計算）

第71条 損失処理計算においては、次に掲げる項目に従って損失処理の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期末処理損失
- 二 任意積立金取崩額
- 三 受益権調整引当益（第68条の受益権調整引当益をいう。）
- 四 受益者分配額
- 五 次期繰越損失

2 省 略

3 適用関係

上記2の改正は、特定目的信託に係る受託法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の

法人税について適用し、特定目的信託に係る受託法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則21）。

第五 その他

1 改正の内容

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（旧法人税法第63条）の廃止に伴い、土地の譲渡等がある場合の特別税率（租税特別措置法第62条の3）における譲渡利益額の計算の基礎となる土地の譲渡等による収益の額、その収益に係る原価の額及びその土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額について、その収益の額、原価の額及び経費の額につきリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の適用を受けて

いるときは特例を適用して計算した金額によることとする措置が廃止されました（措令38の4③⑤⑥）。

（注）リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止の趣旨・経緯等については、前掲「法人税法の改正」の「一 リースに関する会計基準等への対応」をご参照ください。

2 適用関係

上記1の改正は、令和7年4月1日から施行されています（改正措令附則1）。

第六 震災税特法関係

帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（震災税特法18の10①②）。

(1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（1,500万円特別控除制度）の特例

この措置は、法人の有する土地等で避難解除区域等のうち帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業（特定公益的施設又は特定公共施設の整備に関する事業であって、地方公共団体の管理の下に行われるものに限ります。）の実施区域内にあるものが、その記載された事業の用に供するために買い取られる場合には、その買い取

られる場合を特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（措法65の4）（以下「1,500万円特別控除制度」といいます。）の対象となる買い取られる場合とみなして、1,500万円特別控除制度を適用できるというものです（震災税特法18の10①）。

(2) 土地の譲渡等がある場合の特別税率における優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡の場合の適用除外措置の特例

この措置は、法人が帰還・移住等環境整備推進法人に対しその有する土地等で避難解除区域等のうちその帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業（適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業に限ります。）の実施区域

内にあるものの譲渡をした場合において、その譲渡に係る土地等がその記載された事業の用に供されるものであるときは、その土地等の譲渡を土地の譲渡等がある場合の特別税率における優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡の場合の適用除外措置（措法62の3④）の対象となる土地等の譲渡とみなして、その措置を適用できるというものです（震災税特法18の10②）。

2 改正の内容

制度が廃止されました（旧震災税特法18の10、旧震災税特令18の8、旧震災税特規7）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日から施行されています（改正法附則1）。